

湧別町過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和7年度

北海道紋別郡湧別町

目 次

1	基本的な事項	
(1)	湧別町の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	3
(3)	行財政の状況	5
(4)	地域の持続的発展の基本方針	7
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	8
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	9
(7)	計画期間	9
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	9
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1)	現況と問題点	1 1
(2)	その対策	1 1
(3)	計 画	1 3
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	1 4
3	産業の振興	
(1)	現況と問題点	1 5
(2)	その対策	1 7
(3)	計 画	2 2
(4)	産業振興促進事項	2 4
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	2 4
4	地域における情報化	
(1)	現況と問題点	2 5
(2)	その対策	2 5
(3)	計 画	2 5
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	2 6
5	交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)	現況と問題点	2 7
(2)	その対策	2 7
(3)	計 画	2 9
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	3 0
6	生活環境の整備	
(1)	現況と問題点	3 1
(2)	その対策	3 3
(3)	計 画	3 5
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	3 6

7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	現況と問題点	3 7
(2)	その対策	3 8
(3)	計 画	3 9
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	3 9
8	医療の確保	
(1)	現況と問題点	4 0
(2)	その対策	4 0
(3)	計 画	4 2
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	4 3
9	教育の振興	
(1)	現況と問題点	4 4
(2)	その対策	4 5
(3)	計 画	4 7
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	4 8
10	集落の整備	
(1)	現況と問題点	4 9
(2)	その対策	4 9
(3)	計 画	5 0
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	5 0
11	地域文化の振興等	
(1)	現況と問題点	5 1
(2)	その対策	5 1
(3)	計 画	5 2
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	5 2
12	再生可能エネルギーの利用の促進	
(1)	現況と問題点	5 3
(2)	その対策	5 3
(3)	計 画	5 3
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	5 4
	事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	5 5

1 基本的な事項

(1) 湧別町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

湧別町は、北海道の北東部、オホーツク総合振興局管内の中央部に位置し、東にサロマ湖を擁し、北はオホーツク海に面しており、総面積505.79km²を有しており、東は佐呂間町と北見市、西は紋別市、南は遠軽町と隣接しています。

地形は、北部オホーツク海沿岸地域は北見峠に水源を発する湧別川が平野部中央を流れ、オホーツク海へと注ぎ、湧別川を挟み東西に湧別原野が広がっており、東部は北見山脈嶺が南北に続き、これらの山脈を源としサロマ湖に注ぐ河川があり、この流域に帯状の原野が広がり、西部はシブノツナイ湖に注ぐ河川沿いにシブノツナイ原野が広がり、奥地は山間部となっており、一般的に海岸線沿い及び湧別川両岸が平坦地で山間地域は緩傾斜地となっています。

気候は、オホーツク海型気候地帯としての特色をもち、内陸部は四季を通じて比較的気温が高い反面、沿岸部はおおむね冷涼で、オホーツク海高気圧の停滞によっては北東の風により海霧が発生し、作物の生育を阻害することもあります。年間平均気温は5.8℃、年間降水量は715.5mm程度と少雨地域であり、冬期の降雪量は比較的少ない地域となっています。

本町の歴史は、明治15年に農業を目的として、湧別原野の開墾がなされたことから始まり、明治22年には、湧別原野植民地選定に基づく植民地の区画測設が行われ、明治30年・31年には、屯田兵399戸が家族とともに湧別浜に上陸後内陸部に入植し、湧別原野の更なる開拓が進展しました。

明治30年には、紋別外9カ村戸長役場から分離し、湧別戸長役場が設置されましたが、明治43年4月に6号線を境に下湧別村と上湧別村とに分村しました。また、大正8年には、上湧別村から遠軽村が分村独立し、その後、昭和25年に湧別村の床丹地区を分割し佐呂間村へ編入、昭和28年に両湧別村ともに町制を施行し、合併前の「湧別町」と「上湧別町」が形成されました。歴史的な深いつながりと、農林水産業を基幹とする産業や文化面での交流、学校給食センターの共同設置や公共下水道事業を共同実施するなど、行政面においても関わりが深い両地域は、将来の自立のために合併を選択し、明治43年の分村からちょうど100年の時を経た平成21年10月5日に再び「湧別町」として共に歴史を刻むこととなりました。

交通基盤については、隣接町及び主要都市への連絡交通路として、国道242号線・238号線の2路線があり、航空路として紋別市にはオホーツク紋別空港、鉄道は、遠軽町にJR遠軽駅があります。

主要産業は、農業を中心に水産業、林業と第一次産業が基幹産業であり、農業水産物の加工、木材の加工等の製造業、建設業、窯業となっていますが、国際間の競合や地域間競争による価格低迷など社会経済情勢の変化により、それぞれ厳しい経営環境となっています。

イ 過疎の状況

昭和35年の国勢調査で22,984人であった人口は、以降一貫して減少傾向をたどり、平成27年の国勢調査では9,231人と55年間で13,753人減少し、減少率は59.8%となっています。若年層の流出等の社会減や出生率の低下に伴う自然減が主な要因であり、若年者比率は25.3%から11.0%に減少、逆に高齢者比率は5.4%から35.8%と大きく増加するなど、人口減少による過疎化とともに少子・高齢化社会が進展しています。

このため、旧両湧別町とも昭和45年の過疎地域対策緊急措置法、昭和55年の過疎地域振興特別措置法、平成2年の過疎地域活性化特別措置法、平成12年の過疎地域自立促進特別措置法による指定を受け、産業の振興をはじめ各分野における過疎対策事業を実施してきており、農林水産業の生産基盤の向上、下水道施設整備等の生活環境の向上、保育所及び児童センターの改築による子育て支援や観光施設の整備など、地域の活性化並びに住民生活と福祉向上の推進を図ってきました。

ウ 現在の課題

今後、人口は一時期の急激な落ち込みはないものの、出生率の低下や職場を求める若者の流出により減少が続き、高齢化の進行が予測されます。

とりわけ、基幹産業である農林水産業に従事する生産年齢層の減少は、町の活力減退となる要因であり、社会経済情勢に大きく左右されやすいことから、経営の体質強化と安定向上を図るために、自然環境に配慮しながら生産基盤の拡充や資源の維持増進に努める必要があります。

また、豊かな自然に恵まれた観光資源を有効活用した観光客誘致による観光振興を図るなど、高齢化社会に配慮した町の活性化対策の実施が求められており、行財政の効率化が求められています。

エ 社会経済的発展の方向の概要

湧別町は、恵まれた自然環境を活かし、農林水産業の第一次産業を主体として発展してきた地域です。今後は、地域の特性に合った農業・林業・水産業の展開による第一次産業の更なる発展が期待され、第一次産業から生じる様々な地域の素材を活用し、第二次、第三次産業の振興に結びつける新たな連携の確立が地域経済の大きな発展につながる可能性をもっております。

本町は、オホーツク海、サロマ湖、チューリップ公園など、全国ブランドとして確立された地域の魅力あふれる資源を有しており、災害等の発生が少なく、安全で安心して四季折々の豊かな日々の生活を送ることのできる全国に誇れる自然環境があります。しかし、ともすれば個々の地域だけの資源として捉える傾向もあり、地域全体の資源としてのアピールに至っていない面もありました。

今後は、環境に配慮した太陽光発電等の自然エネルギーやバイオガспランツの整備に伴う家畜排せつ物の高度利用により新エネルギーの活用を推進し、「オホーツク海・サロマ湖・緑そして稔り豊かな大地・色とりどりの花・安全で快適な居住空間」を町のブランドとして発信し、イメージを大きく向上させることに努め、地域資源を活かした観光をはじめとする産業の活性化に繋げていくことが必要です。

また、町民と行政が個々の役割を十分相互に認識し、協働による自治体運営の課題と目標に向けて取り組むことで、住民自治の意識の醸成と地域コミュニティの機能強化が図られ、様々な分野で合併の目的が達成されるものと考えられます。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

昭和35年の国勢調査で22,984人であった人口は、その後人口の流失が続き、一貫して減少傾向をたどっています。平成27年の国勢調査では9,231人と55年間で13,753人の減少で、減少率は59.8%となっており、昭和50年の15,017人と平成27年を比較すると、減少率は38.5%となっています。国鉄湧網線及びJR名寄本線の廃止、NTT、雪印乳業(株)、(株)池内ベニヤといった企業や国又は北海道の出先機関などの統廃合による職員・従業員の町外転出や若年層の流出などによる社会減や出生率の低下に伴う自然減が主な要因であり、昭和35年と平成27年を比較すると、若年者比率が25.3%から11.0%に減少し、逆に高齢者比率は5.4%から35.8%と大きく増加するなど、人口減少による過疎化とともに少子化、高齢化社会が進展しています。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 22,984	人 15,017	% △34.7	人 12,692	% △15.5	人 10,758	% △15.2	人 9,231	% △14.2
0歳～14歳	8,125	3,706	△54.4	2,276	△38.6	1,464	△35.7	965	△34.1
15歳～64歳	13,614	9,836	△27.8	8,109	△17.6	6,115	△24.6	4,961	△18.9
うち15歳～29歳 (a)	5,823	2,909	△50.0	1,969	△32.3	1,341	△31.9	1,012	△24.5
65歳以上 (b)	1,245	1,475	18.5	2,305	56.3	3,179	37.9	3,305	4.0
(a)／総数 若年者比率	% 25.3	% 19.4	—	% 15.5	—	% 12.5	—	% 11.0	—
(b)／総数 高齢者比率	% 5.4	% 9.8	—	% 18.2	—	% 29.6	—	% 35.8	—

表1-1(2) 人口の見通し（総合戦略・人口ビジョン）

区 分	実 数 値		将 来 人 口 推 計				
	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
総 数	人 10,041	人 9,231	人 7,623	人 6,865	人 6,153	人 5,466	人 4,800
0～14歳	1,226	965	620	518	421	345	278
15～64歳	5,582	4,961	3,833	3,361	2,953	2,507	2,122
65歳以上	3,233	3,305	3,170	2,986	2,779	2,614	2,400

イ 産業構造

産業別就業人口の昭和３５年から平成２７年の５５年間の推移は、第一次産業が５，０２４人（７５．９％）の減、第二次産業が６３１人（３８．８％）の減、第三次産業は４３５人（１６．７％）の減となっています。減少の多くは、町外へと流出しています。

第一次産業の減少は著しいものがありますが、第一次産業の平成１７年と平成２２年を比較すると５９人（３．４％）の減少、平成２２年と平成２７年を比較すると９０人（５．３％）の減少と減少数は落ち着いているものの今後も減少基調で推移すると予想されます。

第一次産業の衰退は、農林水産業経営者の高齢化と後継者不足、海外からの輸入品との価格競争の激化などがその要因となっています。

第二次産業は、第一次産業と比較して業績が堅調である農産物の加工業、建設業、水産物の加工業がこれを支えており、第一次産業で生産される地場産品が加工製造され、地域の産業が形成されています。

第三次産業については、近隣地における大型店の存在や、商圈動向に影響を受けた後継者不足等による減少が進んでおります。

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

地方分権の推進により、国と地方の新しい関係を構築し、自治体の自主・自立を高め、自治体に求められるより専門性の高い高度な事務が質・量ともに増大しています。

本町の職員数は、令和3年4月1日現在162名で、町長部局に9課を配し、分庁方式により2つの庁舎（上湧別庁舎・湧別庁舎）を設置しています。あわせて5つの行政委員会等を設置しており、行政の効率化、円滑化を図り、増大する行政需要に対処しています。

広域行政については、遠軽地区3カ町による消防・救急業務、ごみ処理・し尿処理、リサイクル事業を共同運営する遠軽地区広域組合を組織しており、同3カ町による介護認定審査会と障害区分認定審査会を共同設置しています。

また、オホーツク総合振興局管内の町村で組織する、オホーツク管内町村公平委員会、網走地方教育研修センターに加入しています。

この他、地域開発等の指定としては、低開発工業地域、農業振興地域、山村振興地域に指定されており、町内の登栄床、上芭露、志撫子、計呂地の4地区が辺地として指定されています。

イ 財政の状況

本町の財政規模は、標準財政規模が平成22年度で5,979,867千円、平成27年度が5,727,786千円、令和元年度が5,039,657千円となっており、令和元年度を平成22年度、27年度と比較すると、それぞれ△940,210千円（△15.7%）、△688,129千円（△11.5%）となっています。

これは、普通交付税の減額（合併算定替は平成27年度より段階的縮減、令和2年度より一本算定）が大きな要因となっています。

町税は、所得割や償却資産の増もあり、令和元年度では平成22年度と比較し約2億円増の1,102,480千円となっています。

歳出面では、過去の地方債借入金の償還である公債費が令和元年度では平成22年度と比較し約5億7千万円減となっていますが、今後は近年の大型事業の財源として借入した地方債の元金償還が始まり増加となる見込であります。これに伴い、実質公債費比率も今後は上昇となる見込であります。

今後も厳しい財政状況が見込まれるなかではありますが、防災、減災、国土強靱化の推進やインフラ施設の長寿命化のほか、地域デジタル社会の推進など新たなサービス需要の増加といった課題に対処していくことが求められております。

限られた財源を事業の必要性和緊急度を考慮したうえで有効に活用し、様々な行政課題に的確に対応し自らが創意工夫することで、安定した行財政運営を行う必要があります。

表 1—2(1) 市町村財政の状況

(単位:千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	9,658,976	9,176,396	8,697,508
町 税	904,012	1,079,955	1,102,480
普通交付税	4,354,443	3,893,604	3,459,487
特別交付税	393,183	398,344	314,863
国庫支出金	1,156,553	628,019	388,662
道支出金	557,191	493,804	995,965
地方債	1,093,000	819,000	953,449
うち過疎対策事業債	418,500	479,400	449,700
その他	1,200,594	1,863,670	1,482,602
歳出総額 B	9,192,746	8,627,072	8,357,433
義務的経費	3,313,686	2,825,167	2,794,772
うち人件費	1,266,803	1,315,828	1,271,515
うち扶助費	493,102	526,511	545,416
うち公債費	1,553,781	982,828	977,841
投資的経費	2,356,668	2,057,678	1,982,451
うち普通建設事業	2,356,668	1,916,449	1,982,451
その他	3,522,392	3,744,227	3,580,210
過疎対策事業費	1,951,999	1,810,860	2,372,182
歳入歳出差引額 C (A - B)	466,230	549,324	340,075
翌年度へ繰越すべき財源 D	84,139	107,299	14,473
実質収支 C - D	382,091	442,025	325,602
財政力指数	0.20%	0.24%	0.26%
公債費負担比率	20.6%	12.9%	15.1%
実質公債費比率	14.6%	7.9%	6.1%
起債制限比率	11.3%	5.3%	4.0%
経常収支比率	78.2%	77.4%	80.3%
将来負担比率	— %	— %	— %
地方債現在高	10,264,576	9,799,320	10,381,076
標準財政規模	5,979,867	5,727,786	5,039,657

ウ 主要公共施設整備水準等の現状と動向

本町における交通通信網をはじめ、上・下水道施設、消防施設等の生活環境施設、社会福祉施設、教育文化施設などの生活基盤及び産業基盤の整備については、町総合計画を基本として、過疎地域自立促進計画による総合的、計画的な諸施策の展開によって公共施設が整備されてきています。

今後は、施設の管理体制見直しや統廃合など、合併のプラス効果を実現しながら、施設の自然環境に配慮し住民の生活環境と福祉の向上、地域の活性化のための施設整備の実施が必要となっています。

表 1－2（2） 主要公共施設等の整備状況

区 分		昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道 改 良 率 （％）	旧上湧別町	17.6	44.0	49.0	63.0	63.5
	旧湧別町	37.9	65.0	67.8		
市 町 村 道 舗 装 率 （％）	旧上湧別町	6.7	28.9	39.9	51.4	52.5
	旧湧別町	14.0	42.8	53.1		
農道延長（m）	旧上湧別町	—	—	—	3,794	3,794
	旧湧別町	—	2,164	3,795		
林道延長（m）	旧上湧別町	28,512	11,249	14,175	21,506	20,007
	旧湧別町	—	12,813	17,709		
水 道 普 及 率 （％）	旧上湧別町	51.5	63.9	74.0	87.4	90.8
	旧湧別町	16.2	61.9	74.9		
水 洗 化 率 （％）	旧上湧別町	—	—	—	61.6	86.2
	旧湧別町	—	—	9.7		
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 （床）	旧上湧別町	16.7	28.5	27.3	4.7	5.5
	旧湧別町	1.6	1.0	1.1		

（４）地域の持続的発展の基本方針

本町においては、旧湧別町と旧上湧別町が昭和４５年以降取り組んできた過疎対策事業により、町民の生活基盤である公共施設等の整備は進展してきましたが、一部地域や住民にとっては、残された格差の是正が急務となっています。

また、人口の減少と少子高齢化の急速な進展により、産業の低迷や地域活動の停滞など、適切に対処しなければ町の活力がますます衰退してしまう危機にさらされています。

こうした中、地域の自立促進と、先人より培われ受け継がれてきた開拓の歴史と伝統を尊重し、地域が共存発展するため「人と自然が輝くオホーツクのまちづくり」を目指し、次の５本の柱を掲げ取り組みを進めています。

第一に「安全で安心して暮らせる快適なまちづくり」では、恵まれた自然環境を守り環境にやさしいというおいのある、防災・防犯体制の充実した安全・安心のまちを目指します。

第二に「豊かな自然と共生する活力あふれるまちづくり」では、基幹産業である農林水産業の基盤をさらに強化し、新たな産業の創出をめざすとともに、商工業の活性化や雇用と起業の促進、観光の振興など、活力ある産業を生かすまちを目指します。

第三に「健やかにいきいきと暮らせるぬくもりのあるまちづくり」では、保健・医療・福祉サービスや子育て支援体制の充実に努め、一人ひとりが思いやりをもち、互いに支え合うことのできるまちを目指します。

第四に「心の豊かさと生きる力を育むまちづくり」では、地域内外との交流の拡大や歴史や文化の継承に努め、ふるさとへの誇りと愛情をもった心豊かな人を育むまちを目指します。

第五に「人がふれあい支え合う安定したまちづくり」では、多様な主体が連携し交流と対話で作る協働のまちを目指します。

これらのまちづくりの実現に向けては、住民がそれぞれの役割を理解し、まちづくりに主体性をもって取り組むことであり、これまでの取り組みを継続発展させていく必要があります。自然環境の保全を重視した中で、生産基盤の確立と生活環境基盤の充実のための対策を取り進めなくてはなりません。

交通ネットワークの向上、医療環境の確保・向上、生産物の流通・販路拡大や観光客の集客率向上、消防・救急体制及び防災対策の強化、交通安全・防犯対策の向上など、様々な取り組みを効果的に推進するためには、国や道の施策との整合性を図り、関係する機関並びに近隣市町村との連携による広域的な取り組みが必要であります。

本町の豊富な資源は、その雄大な自然ばかりではなく、地域で生活を営む人々も人材という最も大切な資源であり、地域コミュニティの醸成によるマンパワーの発揮を促し、次代を担う子どもたちを守り育てる子育て支援の充実と、中高一貫教育の推進のため高度情報化社会に対応できる教育環境の充実、災害による生命・財産の被害を防止する緊急災害情報の迅速かつ的確な伝達体制の確立に努めなければなりません。

そのため、この湧別町過疎地域持続的発展計画による施策の展開と、現在、策定を進めている第3期総合計画を住民とともに創り上げ、第2期総合計画のテーマである「人と自然が輝くオホーツクのまちづくり」を継承し、豊かな地域の農林水産資源を守り、自然と共生し、地域資源を活かし基幹産業である第一次産業を守り育て、地域で住民が将来にわたり安全で安心して暮らしていくことができる生活基盤の整備の推進に向けた施策を進め、地域住民をはじめ移住者、観光客へ豊かな自然空間の提供と安心・安全な食料の供給を図り、地域の活性化と持続的発展を果たしていくものとします。

（５）地域の持続的発展のための基本目標

地域の活性化と持続的発展を果たしていくためには、人口減少に歯止めをかけるための対策が必要不可欠です。

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の将来人口推計によると、本町の将来人口は令和7年には7,623人（平成27年比17.4%減）、令

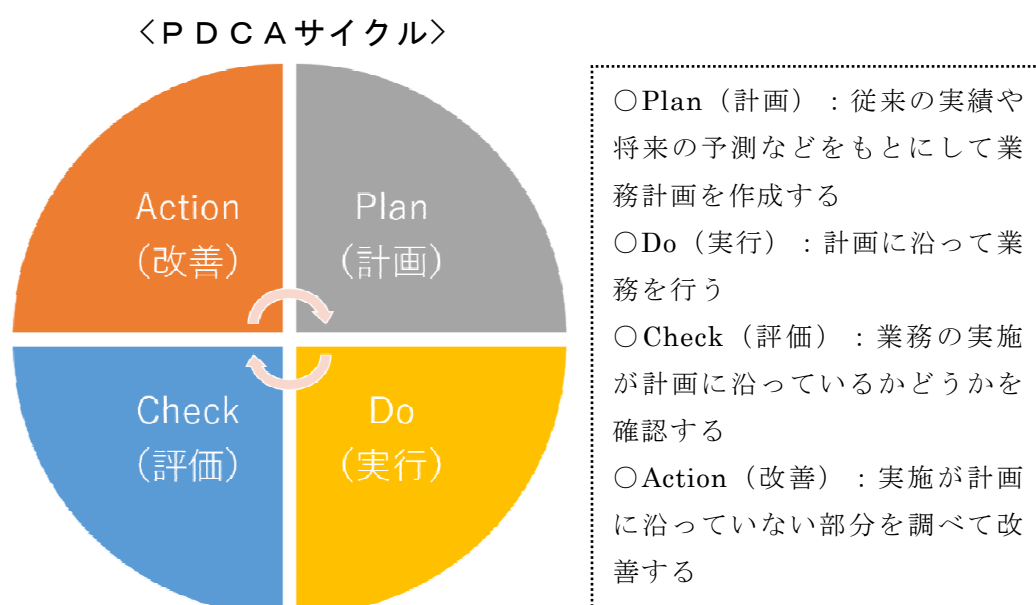
和12年には6,864人(同25.6%減)になるとされています。

令和3年3月に策定の「湧別町人口ビジョン(改訂版)」及び「第2期湧別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、令和42年には3,142人となる社人研の将来推計人口を、各種取組みの成果により、3,974人と推計し4,000人を目標としています。この推計に基づき、本計画の最終年である令和7年度末における目標人口を7,700人と定めます。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画を着実に推進していくためには、事業の進捗や効果について適切に評価し、その結果に基づき見直しや改善を行うPDCAサイクルが重要です。

そのため、毎年度実施する行政評価を通じて、設定した数値目標等を基に、実施した施策・事業の効果を検証し、計画の達成状況进行评估します。



(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本町においては、これまで取り組んできた過疎対策等により、町民の生活基盤である公共施設等の整備を進めてきましたが、老朽化対策と2町の合併により生じた類似公共施設の統廃合が必要となり、厳しい財政状況が続くなかで、人口減少と少子高齢化によって公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されます。

このような状況の中、本町では、施設の現況と将来費用の見通しを推計し、将来の基本的な管理方針を定めた「湧別町公共施設等総合管理計画」を平成29年3月に策定し、①統合や廃止の推進方針 ②耐震化の実施方針 ③維持管理、修繕、更新等の実施方針 ④点検・診断等の実施方針 ⑤安全確保の実施方針 ⑥長寿命化の実施方針 ⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針を定めています。

本計画では、本町が保有する公共施設の総面積を10%削減することを目標とした

公共施設等総合管理計画の方針に基づき、湧別町過疎地域持続的発展計画に記載されたすべての公共施設等の整備にあたっては整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

本町の人口は、昭和25年には最多となる25,505人でしたが、その後は少子化や転出超過などから人口減少が続いており、平成27年の国勢調査では9,231人まで減少し、人口減少問題への対応が喫緊の課題となっています。

その要因としては、本町には大学や専門学校が無いことや就職先が少ないことがあげられ、高校を卒業すると、修学や就業の機会を求めて町外に出て行く傾向にあります。

また、過疎化により増加した空き家が、景観上及び防犯・防災上、問題となっているものの、中には利活用が可能なものも多いことから、移住・定住のための環境整備の面からも、利活用につながる取組みが必要です。

イ 地域間交流

本町は、国内1村・国外2町の3町村と友好都市の提携を結び、地域間交流を進めており、交流の活性化を地域の自立に結び付けていく必要があります。

さらに、国外の友好都市との交流を通して、互いの歴史、文化、生活習慣及び民族性などを相互に理解し合い、中高生の相互派遣交流を中心とし、国際化に対応した地域間交流が求められています。

ウ 人材育成

これまで、町民が主役となり、地域の課題解決や魅力・活力の向上が図れるよう、地域コミュニティ活動や町民活動への支援、それらの活動を担う人材の育成に努めてきました。

一方で、少子化・高齢化の進行や、個人のライフスタイル・価値観の多様化などを背景として、仕事や地域活動をはじめとするあらゆる分野において担い手の不足が顕在化しています。

今後、まちづくりを支える人材の継続的な確保が求められる中、産業やまちづくりなど様々な分野において人材・担い手の創出と育成を目指し、町民の主体的な取組みを支援するとともに、若者や高齢者、外国人を含む町民一人ひとりの能力が、地域や職場の中でいかされ、活躍できる環境づくりを推進する必要があります。

(2) その対策

ア 移住・定住

- ① 定住促進に向けた分譲宅地の整備と新築・中古住宅取得に対する持ち家住宅建設奨励制度や民間賃貸住宅等建設に対する助成を行い、定住の促進を図ります。
- ② 旧教職員住宅や地域の空き家等を活用し、移住体験住宅の整備及び利用可能な空き家等の移住情報の提供により、移住・定住の促進を図ります。
- ③ Uターン・Iターンによる新規就業者を増やすため、本町に就職・起業した移住者に対する支援に努めます。

- ④ 完全移住だけではなく、二地域居住や季節移住を促進します。

イ 地域間交流

- ① 友好都市との世代間・産業間ごとの交流事業を推進します。
- ② 友好都市との交流をサポートする民間支援者並びに団体の育成を推進します。
- ③ 中高生を中心とする海外友好都市への相互派遣交流を促進し、中高一貫教育における特色ある英語教育の推進を図ります。

ウ 人材育成

- ① 各産業における人材育成の取組みを支援するとともに、後継者や新たな担い手の確保・育成に努めます。
- ② 各施策分野との連携を図りながら、若者や高齢者、外国人を含む町民一人ひとりの能力が、地域や職場の中でいかされ、活躍できる環境づくりを推進します。
- ③ 地域づくりを担う人材の育成・確保を図るため、「地域おこし協力隊制度」の積極的な活用を図ります。
- ④ 北海道大学等の高等教育機関と連携・協働した教育を推進し、社会の多様な場で活躍する人材の育成に努めます。

評価指標

No.	評価指標	現状値	目標値
1	住宅関係補助件数	26件 (平成27～令和元年度年平均)	120件 (期間中)
2	新規就業等移住支援事業による移住件数	—	5件 (期間中)
3	国際交流事業派遣者数	12人 (令和元年度実績)	60人 (期間中)
4	地域おこし協力隊採用数	5人 (平成27～令和2年度採用数)	10人 (期間中)

※第2期湧別町まち・ひと・しごと創生総合戦略における現状値及び目標値より算出。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住の促進	定住促進団地整備事業 湧別小学校跡地宅地分譲 15 区画 A=23,000 m ² 、用地確定測量、上下水道管敷設、団地内道路新設、造成 1 式	町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	持家奨励応援補助事業 持ち家建設に対する補助 ○事業の必要性…移住・定住希望者への支援のため ○見込まれる事業効果…本町への移住・定住者の増加	町	
		民間賃貸住宅等建設補助事業 民間賃貸住宅等の建設に対する補助 ○事業の必要性…転入希望者への住宅確保のため ○見込まれる事業効果…本町の人口減少の緩和	町	
		新規就業等移住支援事業 本町に就職・起業した移住者に対する支援 ○事業の必要性…本町に就職・起業した移住者への支援のため ○見込まれる事業効果…本町への移住・定住者の増加、町内企業等における人手不足の解消	町	
		定住住宅取得奨励補助事業 持ち家取得に対する補助 ○事業の必要性…移住・定住希望者への支援のため ○見込まれる事業効果…本町への移住・定住者の増加	町	
	地域間交流	交換留学事業 カナダ、ニュージーランドへの交換留学生の派遣・受入 ○事業の必要性…国際的な人材の育成及び地域間交流のため ○見込まれる事業効果…国際理解及び国際感覚が高められる	町	
		相互交流事業 カナダ、ニュージーランドへの中学生・高校生の交流派遣・受入 ○事業の必要性…国際的な人材の育成及び地域間交流のため ○見込まれる事業効果…国際理解及び国際感覚が高められる	町	
	人材育成	北海道大学との連携協定事業 包括連携協定を締結した北海道大学大学院教育学研究院の活動に対する補助 ○事業の必要性…学校教育や社会教育、福祉などの分野において地域の課題解決や活性化など協働した取り組みを進めるため ○見込まれる事業効果…連携・協働により、地域課題の解決と社会の多様な場で活躍する人材の育成	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町が保有する公共施設の総面積を10%削減することを目標とした湧別町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業（農産物等販売業含む）

本町の農業は、オホーツク海沿岸部と山間部を中心に酪農・畜産が行われ、内陸平野部では玉ねぎを中心として、てん菜、小麦などが栽培されており、これまで行われた農地改良、かん水施設、排水施設が整備されたことにより、不安定な天候に左右されず、生産性の向上が図られ作物が安定的に出荷されています。

酪農においては、搾乳ロボット等の先進的技術の導入や公共牧場の草地改良により省力化が図られており、オホーツクの酪農主産地として、湧別ブランドの確立や販路の拡大と流通の合理化等が期待されています。

しかし、農畜産物に関わる国際競争の激化や価格低迷、生産資材の高騰などにより厳しい経営環境にあり、家畜の伝染病蔓延への懸念、高齢化や後継者・担い手不足によりその取り巻く情勢は厳しい現状にあります。

今後も安全・安心で良質な農畜産物の安定供給、基幹産業としての役割を一層発揮していくためには、いかなる国際環境下においても、生産者が将来に希望をもち、安心して経営に取り組めるよう、生産基盤の整備、多様な担い手の育成・確保、スマート農業の推進、家畜伝染病蔓延予防、6次産業化等、生産力及び競争力並びに防疫力の一層の強化に向けた取組みが重要です。

このため、哺育育成センター及びTMRセンター、コントラクター事業の充実、家畜排せつ物処理施設の整備、農地の集積や基盤整備の実施により作業負担の軽減、作業の効率化による安定的な農畜産物の供給を続けていくとともに、良質な飼料の確保や草地改良により乳量・乳質の向上に努める必要があります。

また、後継者・担い手不足対策として、関係自治体と協力し新規就農者の募集や経営継承事業を活用する必要があります。

さらに、安全性の高い畜産物の提供のために、家畜伝染病の防疫対策により家畜の安全確保を図るとともに、規模拡大により増加する家畜排せつ物の適正処理と有効活用を行うため、環境に優しい農業を推進していくことが必要です。

農産物等販売業については、消費者ニーズに対応し域外の購買力を取り込むため、魅力ある商品の開発等を進めるとともに、設備投資等を行い必要な施設整備を進めていくことが必要です。

イ 林業

本町の森林面積は27,712haと本町の総面積の55%を占め、豊かな森林資源に支えられています。

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、林産物の供給など多面的な機能を有しており、本町の基幹産業である農業・漁業の支えとなる養分を豊富に含む水の安定的な供給に大きく寄与しています。

しかしながら、森林所有者の高齢化や森林の所在地不明などにより、経営意欲の減退を招き山離れが進んでおり、除間伐など保育事業不足の森林が点在している状況であり、森林整備の未実施により、公益的機能の高度発揮に影響をおよぼすことが懸念

されます。

そのため、森林が持つ公益的な機能を維持増進させるためには計画的な森林施業が必要であり、伐採後の森林に植える・育てる・使う・植えるという森林資源の循環利用を推進し恒久的な森林資源の維持増進を図ることが重要です。

林業従事者についても、高齢化や危険なイメージがあり、担い手不足が続いているため、新規林業従事者の確保・育成を行う必要があります。

造林・保育事業や林道及び作業路の開設・補修の路網整備への支援を行うと共に、森林組合や各関係機関と連携を図り積極的な事業への取り組みを行います。

森林の大切さや働きなどを子供の頃から理解して貰うための木育事業を推進し、町民とともに植樹を実施しています。

また、有害鳥獣による農林水産業被害が続いており、その未然防止対策として鳥獣被害防止計画に基づき猟友会の協力を得て有害鳥獣の捕獲を行っておりますが、ハンターの高齢化などにより会員が減少傾向にあることから、鳥獣被害に対応すべく町民の狩猟免許の取得促進を図り、担い手を育成する必要があります。

ウ 水産業（水産物等販売業含む）

本町の漁業は、沿岸漁業とホタテガイを中心とした養殖漁業を主体としており、サロマ湖内のホタテガイ養殖漁業やオホーツク海での稚貝放流による外海ホタテガイ漁業の輪採体制の実施により、漁業経営の安定化が図られてきましたが、世界情勢の影響による魚価の低迷や燃油・漁業資材の高騰、漁場環境の保全及び人口減少・高齢化に伴う働き手不足など抱える問題は多岐にわたっています。

このため、国内外の多様化するニーズや基準に対応した水産物の供給体制の整備、効率的な漁業活動の取り組みによる漁業経費の削減が求められています。また、食の安全性に対するニーズに対応した、高度な衛生管理と鮮度管理の処理過程を経る流通体制の整備を図るとともに、ICTを活用したスマート水産業の取組み、産地水産物の高付加価値化に努める必要があります。

また、水産物等販売業については、消費者ニーズに対応し域外の購買力を取り込むため、魅力ある商品の開発等を進めるとともに、設備投資等を行い必要な施設整備を進めていくことが必要です。

エ 商工業（製造業含む）

本町の商工業事業所数は個人事業者や中小企業が多く、少子高齢化や人手不足が深刻化する中、後継者不足は深刻であり、業績的に良好な会社でも、働き手、担い手が不足しているなど事業の継続性について不安要素が大きくなっています。

商業は、両湧別地域の市街地を主として商店街が形成されていますが、消費者ニーズの多様化と日常生活圏の拡大により、近隣市町へと消費者の多くが流出し、さらにインターネット通信販売等の影響により地元購買力が減少しています。

このことから、地域外への購買力の流出を最低限にとどめるべく、商工会を中心として事業者の自助努力を促しながら、多様化する消費者ニーズに対応した利便性の高い地域密着型の店舗づくり、地元消費の拡大を図り経営力の向上などを支援していく必要があります。

工業は、農林水産物を活用した製造業が多く、基幹産業と密接な関係にある工業の振興は、地域経済の活性化や就労機会の拡大など、地域の発展に大きな役割を果たしています。

このことから、付加価値の高い製品開発を促進し、生産性の拡大や経営安定化などにより工業の振興を図る必要があります、魅力ある雇用・就業の機会の確保や地域経済の拡大等の効果が期待される企業の誘致、既存企業の規模拡大等に対して支援していく必要があります。

オ 情報通信産業（情報サービス業含む）

居住地域の一部で地理的条件により携帯電話を利用することが困難な不感エリアがあるため、携帯電話事業者の理解と参画を求め、不感エリアの解消を進めていく必要があります。

また、令和3年度中に町内全域で光ファイバ網が整備され高速ブロードバンドサービスの利用が可能となりますが、現在、本町には情報サービス業は1社あるので、インターネットなどを活用した情報産業の育成を図り、活力に満ちた産業振興を進めていく必要があります。

カ 観光（旅館業含む）

近年、北海道は海外からの旅行者の人気スポットとしてその数も増加傾向にあり、本町においてもチューリップフェアへの来場者のおよそ4割を占めるなど、今後も海外からの観光客の誘客推進の取組みが期待されておりました。

しかしながら、新たな観光産業を支える柱として期待されていたインバウンドも令和2年に発生した新型コロナウイルス感染拡大の影響により大きなダメージを受けていることから、今後の観光産業における誘客をインバウンド頼りで求めることは期待できないため、これからは国内旅行者を意識した取組みが必要です。

本町は、雄大なオホーツク海と網走国定公園サロマ湖などの自然環境資源やチューリップ公園、かみゆうべつ温泉チューリップの湯、ファミリー愛ランドYOUなど、これまで整備してきた各施設により観光振興を図ってきましたが、今後はこれら観光資源やイベント、地場産品との連携を強化するとともに、新たな観光資源を発掘するなど戦略的な観光振興対策が必要となっています。

さらに、観光客誘致のためには、情報発信が極めて重要であり、魅力ある観光資源を時代とニーズに合ったPRにより効果的に推進していく必要があるため、観光協会をはじめ関係機関との連携を密にするとともに、広域的な観光圏との連携を強化し、周遊性を高める取組みが必要です。

（２）その対策

ア 農業（農産物等販売業含む）

- ① 農業生産力の向上を図るため、経営規模の拡大や国営・道営などの事業活用による生産基盤の整備を促進します。
- ② コントラクターなど効率的な農作業受委託の推進と担い手への農用地の集積を図る農地流動化の促進、交流や研修の実施により後継者の育成・確保に努めます。

- ③ 農業経営の学習機会の充実を図り、関係機関との連携を密にし、長期展望にたった経営指導体制の強化に努めます。
- ④ 安定した農産物を生産するため、輪作体系の確立と土壌診断による効率的な土づくりを推進します。
- ⑤ 消費者ニーズに対応した品質の向上や安全・安心な農産物の生産を推進し、高収益作物の奨励を図ります。
- ⑥ クリーン農業、有機農業や農畜産物の加工、直接販売等経営の多角化等の6次産業化を推進します。
- ⑦ 飼養管理技術の向上と生産コストの低減を図り、経営体質の強化に努めます。
- ⑧ 関係自治体等で構成している酪農学園大学地域総合交流推進協議会を活用し、産学官で連携した防疫対策の指導普及や情報収集を行うなど家畜の防疫体制の強化を図ります。
- ⑨ バイオガスプラントの整備を促進し、家畜排せつ物の適正処理と消化液による有効活用を行い、環境に優しい農業を推進します。
- ⑩ 畜産経営の安定化を図るため、町内公共牧野の草地更新、規模拡大等の整備充実に努めます。
- ⑪ 酪農ヘルパー制度の促進などによる農業者のゆとりを持てる時間の創出を図り、農村景観の保持や生活環境整備など、活力と潤いが持てる農村づくりを促進します。
- ⑫ 酪農家の哺育育成作業の分業化を図るため、哺育育成センター施設整備を推進し、センター主導による飼養管理マニュアルを作成することにより、地域全体の酪農家の哺育期に係る飼養管理の高水準化を図ります。
- ⑬ 担い手不足解消のため、管内全ての自治体で構成しているオホーツク新規就農者対策会議と連携し、新規就農者の募集を図ります。
- ⑭ 消費者ニーズに対応するため、魅力ある商品の開発等を進めるとともに、ふるさと応援寄附の返礼品として活用し、町内事業者の商取引の活性化、販路拡大、知名度向上を図ります。

イ 林業

- ① 優良な森林資源の保全を図るため、森林整備計画に基づく伐採や造林、除間伐などの保育事業の実施に努めます。
- ② 公益的機能や役割に応じた多様な森林資源の保全と管理に努め、森林機能の維持・向上を図り、環境保全のため無秩序な開発や転用を防止します。
- ③ 森林施業の効率化に配慮し、計画的な林道・作業路網の整備を図ります。
- ④ 林業を担う労働者と後継者の確保・育成のため支援に努めます。
- ⑤ 有害鳥獣による農林水産業被害の未然防止対策及び人畜への被害を防ぐため、鳥獣被害防止計画に基づき有害鳥獣捕獲者に対し有害鳥獣捕獲奨励金と緊急時の出動体制を整備します。また、年々減少しているハンターを確保するため、町民の狩猟免許取得に係る費用を支援します。
- ⑥ 住民とともに森を育てる植樹祭の実施や森林の公益的機能を理解してもらうための木育活動を推進します。
- ⑦ 地域林業振興を目的とした遠軽地区林業推進協議会（湧別町、遠軽町及び林業関

係団体事業者で組織）による取組みを支援します。

ウ 水産業（水産物等販売業含む）

- ① オホーツク海側の1港、サロマ湖内の3港が漁港指定されており、生産基盤である漁港整備の早期完成と漁港施設の維持・更新を促進します。
- ② 関係機関・団体と連携を図りながらサロマ湖内環境保全対策を実施するとともに、豊かな海を育む森づくりを推進します。
- ③ 北海道及びサロマ湖関係自治体と協力し、オホーツク海とサロマ湖をつなぐ2つの湖口に設置するサロマ漁港防水堤（アイスブーム）の適正な維持管理を図り、流水流入被害防止に努めます。
- ④ 漁業資源の持続的利用を目的として、資源動向の調査や水質・底質改善対策を推進します。
- ⑤ 計画的なホタテ稚貝の放流を行い、沿岸漁業の生産維持を図ります。
- ⑥ さけ・ますの孵化放流事業の促進を図り、資源の確保に努めます。
- ⑦ 増養殖漁業の安定的拡大を図るため、サロマ湖内における計画的なホタテ種苗の育成とホタテ・カキ・アサリなどの増養殖を進め、資源の保護培養による生産性の向上に努めます。
- ⑧ 資源の育成・保護のため増養殖知識と技術の向上を図り、指導体制の充実強化や資源の調査研究に努めます。
- ⑨ 経営や生産活動の合理化・効率化を図るため、共同経営体制の充実、漁業管理技術の向上、設備投資の適正化、漁業活動の省力化・効率化による経費削減など経営体質の強化を促進し、経営感覚の優れた後継者育成に努めます。
- ⑩ ICTやロボット技術などを活用した高度な衛生管理が可能な水産加工処理施設を整備し、水産加工品の高付加価値化に取組み、国内外での販路拡大を図ります。
- ⑪ 安全で効率的な漁労作業と組合員の漁業経営の安定化を図るため、操業船の計画的な更新に努めます。
- ⑫ 次世代の担い手となる後継者育成のため、資格取得費用の一部を助成します。
- ⑬ 消費者ニーズに対応するため、魅力ある商品の開発等を進めるとともに、ふるさと応援寄附の返礼品として活用し、町内事業者の商取引の活性化、販路拡大、知名度向上を図ります。

エ 商工業（製造業含む）

- ① 空き店舗対策などへの支援を図り、魅力ある街づくりに努め、商店街の活性化を促進します。
- ② 商業者の経営体質強化を図るため、経営指導体制の強化と第3者による継承も含めた後継者の育成・確保などの支援に努めます。
- ③ 企業経営の合理化・効率化、地場製品の開発研究と販路拡大の促進など地場企業の経営体質の強化への支援に努めます。
- ④ 企業の新規参入や個人事業主の新規起業、既存の企業の事業拡大を促進するための支援を行います。
- ⑤ 雇用の確保や地域経済の活性化を図るため、工場や商業店舗等の整備に向けた支

援及び建設を行います。

- ⑥ 北海道及び道内市町村と共同で行う北海道U I J ターン新規就業支援事業を行い、首都圏からの就業者を募るとともに、地元企業の魅力をPRし地元出身者の地元への就職を促進し、担い手不足の解消に努めます。
- ⑦ ふるさと応援寄附を活用し、町内事業者の商取引の活性化、販路拡大、知名度向上を図ります。
- ⑧ 産業団体による連携体制を強化し、湧別町産業間ネットワークによる地場産品の付加価値向上、6次産業化やブランド化など産業の枠を超えた取組みを支援します。

オ 情報通信産業（情報サービス業等含む）

- ① 不感地域への利用可能エリアの拡大に向けて、北海道と協力しながら不感地域の解消を図ります。
- ② 企業の新規参入や既存の企業の事業拡大を促進するための支援を行います。

カ 観光（旅館業含む）

- ① オホーツク海や網走国定公園サロマ湖をはじめ恵まれた自然環境など、地域特性を活かした観光振興とまちづくりと連動した観光地づくりにより、新たな観光資源の創出に努めます。
- ② これまで整備してきた観光関連施設の整備充実を図り、施設の相互連携による観光客誘致に努めます。
- ③ 各種イベントの充実と相互連携を図り、地域全体としての魅力の増大に努め、観光客の誘致と交流人口の増加を図ります。
- ④ インターネット、SNS等を使用したリアルタイムによる観光情報の発信、観光パンフレット、ポスターなど多様な媒体を活用した宣伝活動を充実し、関係団体と連携を図り観光客の誘致に努めます。
- ⑤ 個人客の増加に伴い、自然体験事業や各産業と連携した体験メニューの実施などより質を意識した取組みにより魅力度を高めるとともに、町民とともに地域に愛着や誇りをもって観光客をもてなす体制整備を促進します。
- ⑥ 観光協会をはじめ関係機関との連携を強化するとともに、関係自治体と連携した近隣観光地との周遊性を高める取組みによる観光客誘致を推進します。

評価指標

No.	評価指標	現状値	目標値
1	農業後継・新規就農件数	5 件 (令和元年度実績)	3 0 件 (期間中)
2	農業生産額	1 7, 2 4 0 百万円 (令和元年度実績)	1 8, 3 0 0 百万円 (令和 7 年度)
3	漁業生産額	7, 0 3 9 百万円 (令和元年度実績)	7, 1 0 0 百万円 (令和 7 年度)
4	商工会員数	2 4 0 件 (令和元年度実績)	2 4 0 件 (令和 7 年度)
5	主要観光施設入込数	5 2 5, 5 9 6 人 (令和元年度実績)	5 5 0, 0 0 0 人 (令和 7 年度)

※第 2 期湧別町まち・ひと・しごと創生総合戦略における現状値及び目標値より算出。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の 振興	(1) 基盤整備 農業	第2兵村地区道営水利施設等保全高度化事業(農地集積) 排水路、区画整理、暗渠排水	北海道	
		旭富美地区道営水利施設等保全高度化事業(単独営農用水) 営農飲雑用水附帯工	北海道	
		紋別東部地区道営水利施設等保全高度化事業(単独営農用水) 測量、用地買収、浄水場整備工	北海道	
	林業	町有林管理事業 造林、下刈、除間伐、野ねずみ駆除、作業路補修	町	
		民有林造林推進事業 下刈、除伐、間伐、野ねずみ駆除	遠軽地区森林組合	
		豊かな森づくり推進事業 地拵え及び植栽など造林事業	遠軽地区森林組合	
	(2) 漁港施設	湧別漁港機能増進事業 第2北防波堤・-2.5m物揚場・船揚場・用地護岸(調査設計)	北海道	
		湧別漁港機能保全事業 第2北防波堤(実施設計)、-4.0m航路・-3.5m泊地(浚渫)、-2.5m物揚場・船揚場(側壁)・用地護岸(実施設計・補修)	北海道	
		湧別漁港農山漁村地域整備事業 -2.5m岸壁改良	北海道	
		登栄床漁港機能保全事業 南防波堤・南護岸・東護岸・-2.5m物揚場・道路(補修)	北海道	
		登栄床漁港機能増進事業 -2.5m物揚場(防舷材設置)	北海道	
		第2サロマ湖漁場機能保全事業 防水柵(補修・交換)・係留部(補修)	北海道	
		中番屋地区船揚場整備事業 船揚場(補修)、-2.0m航路・-2.0泊地(浚渫)	湧別漁協	
		湧別地区農山漁村地域整備事業 芭露漁港用地改良、湧別・登栄床・芭露各漁港内照明LED化 N=42基	北海道	
	(3) 経営近代化施設 農業	哺育育成センター整備事業 哺乳舎、育成舎、乾燥庫、堆肥舎、事務所、哺乳ロボット等	湧別町農協	
		哺育育成センター整備事業 導入舎、哺育舎、管理棟、堆肥舎、パンカーサイロ等	えんゆう農協	
	水産業	外海ほたて操業船導入事業 操業船5隻	湧別漁協	
	(4) 地場産業の振興 加工施設	水産物加工処理施設整備事業(ホタテ玉冷加工場) 建築工事、付帯施設、排水処理施設	湧別漁協	
		穀類乾燥調製貯蔵施設整備事業 荷受施設、自主検査設備、貯留施設、乾燥施設、調製設備、貯蔵施設、集塵設備、附帯施設	湧別町農協	
	(7) 商業 共同利用施設	コインランドリー整備事業 コインランドリー設置施設建設 N=1棟	町	
	(9) 観光又はレクリエーション	五鹿山スキー場整備事業 緊張索、緊張索誘導滑車・折返滑車軸・夜間照明LED化(整備)	町	

		五鹿山公園整備事業 オートサイト用トイレ整備等	町	
		上湧別リバーサイドゴルフ場整備事業 コース管理機械更新、コース芝整備等	町	
(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 第1次産業	新規就農者サポート事業 新規就農者の営農に必要な投資に対し、農協が助成した額の一部を助成 ○事業の必要性…新規就農者を早期に経営安定させるため ○見込まれる事業効果…初期投資が高い新規就農者の負担軽減		町	
	多面的機能支払交付金補助事業 多面的機能支払い交付金対象組織が行う農地・農業用水路等の資源や農村環境の保全活動に対する補助 ○事業の必要性…農地が持つ多面的な機能を維持するため ○見込まれる事業効果…農業・農村の多面的機能の維持・増進		町	
	酪農ヘルパー利用組合運営補助事業 酪農ヘルパー事業を実施する利用組合に対する補助 ○事業の必要性…基幹産業の一つである畜産農家を支えるため ○見込まれる事業効果…畜産農家が自ら計画的に休日を取得できる		町	
	乳牛検定組合運営補助事業 乳牛能力検定事業を実施する組合に対する補助 ○事業の必要性…基幹産業の一つである畜産農家を支えるため ○見込まれる事業効果…乳牛の資質改良と経営改善		町	
	商工業・6次産業化			
	商業等店舗整備促進事業 商工業者が行う店舗の新築・改修等に対する補助 ○事業の必要性…商店街や町内商業者の活性化のため ○見込まれる事業効果…魅力ある地域づくりの推進と商業等の活性化		町	
	商工業振興事業（小規模事業指導推進事業） 小規模事業者の経営改善事業に対する補助 ○事業の必要性…商工業者の経営体質強化を図るため ○見込まれる事業効果…経営体質強化と町内商業活動の活性化		商工会	
観光	観光協会補助事業 観光協会に対する運営費補助 ○事業の必要性…観光資源を活かした観光PR・イベント事業実施のため ○見込まれる事業効果…交流人口の増加、地域経済の活性化		町	
その他	有害鳥獣駆除事業 カラス・ハト・キツネ・エゾシカ・ヒグマ・アザラシの捕獲に対する報償 ○事業の必要性…有害鳥獣による人的被害と農作物の被害防止のため ○見込まれる事業効果…人的被害の防止と農業経営の安定化		町	
	産業間ネットワーク事業 地域産業と地域の活性化を目指すために町内産業団体で組織された産業間ネットワークが実施する事業に対する補助 ○事業の必要性…基幹産業である農林水産業や商工観光業等の産業間における連携を強化し、地場産品の付加価値向上や、地域資源を活用した観光振興等		産業間ネットワーク	

		への取り組みを推進するため ○見込まれる事業効果…産業及び地域の活性化		
		起業支援事業 町内の新規起業家に対し、事業所の開設等に対する補助 ○事業の必要性…産業の振興を図るため ○見込まれる事業効果…雇用の創出、地域経済の活性化	町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
湧別町全域	農林水産物等販売業、製造業、旅館業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町が保有する公共施設の総面積を10%削減することを目標とした湧別町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報化社会の進展によって、一般家庭へインターネットが普及し、瞬時に様々な情報の収集や交換が可能となってきています。

円滑で多様な情報交換ができる情報通信基盤は、地域的な格差を是正し、住民生活や産業活動に大きな変化を与え、災害発生時における情報伝達の手段としても重要な役割を持ち、特に高齢者等の安否の確認や在宅における医療情報の提供や行政情報を提供できることが、まちづくりを進める大きな原動力となる可能性を持っています。

本町の光ファイバ網によるブロードバンド環境は、民間通信事業者により進められていますが、令和3年度には町内全域で整備され、町内での情報通信環境の格差は解消されるものの、新たに都市部では超高速な通信システムである5Gが普及拡大し、都市部と地方における新たな通信環境の格差が生じています。

一方で、情報通信手段の一つである携帯電話等のエリア整備は、一部の不感地域では、移動通信用鉄塔施設を整備し、民間通信事業者によるサービスが提供されていますが、未だ不感地域が残っている状況です。今後も北海道と協力しながら、民間通信事業者の理解と参画を求め、不感解消を進めていく必要があります。

(2) その対策

- ① 急速に進展する情報化時代に対応するため、町内全域で超高速で情報をやり取りできる5Gの通信可能エリア拡大に向けて、移動通信事業者による基地局の整備を促進し、通信環境の拡充を図ります。
- ② 携帯電話不感地域を解消するため、移動通信用鉄塔施設等の整備による、民間通信事業者による供用を促進し、住民の通信手段の確保を図ります。

評価指標

No.	評価指標	現状値	目標値
1	5G通信可能エリア数	0地区 (令和2年度実績)	市街地区 (期間中)

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域に おける情 報化	(1) 電気通信施設 等情報化のため の施設 ブロードバン ド施設	高度無線環境整備推進事業 光ファイバ等整備	東日本電 信電話㈱	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町が保有する公共施設の総面積を10%削減することを目標とした湧別町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

本町は、国道242号線が南北に、国道238号線が東西に貫いており、国道を主軸に道道と町道等が近隣市町村と地域内を連絡する道路網を形成し、住民生活や生産物輸送等の産業活動を支える基盤となっています。

また、この道路網と連携する高規格幹線道路の整備が進められており、隣接町の遠軽町までの供用が開始されています。

国道及び道道については、全線改良舗装が完了していますが、交通量の増加や車両の大型化に伴う橋梁の拡幅、車道の拡幅、歩道の整備などが望まれています。

町道は、令和元年度末で、実延長542kmで、改良率が63.5%、舗装率が52.5%となっており、整備水準の向上や危険箇所の解消及び交通安全施設の整備が望まれています。

冬期間の安全で円滑な道路交通網の確保のためには、国道・道道・町道それぞれの除雪体制や歩道の除排雪のさらなる充実強化を図り、住民の通勤・通学・通院などの安全な交通の確保に努める必要があります。

本町は、JR名寄線とJR湧網線の分岐点で交通の要衝として市街地が発展してきましたが、昭和62年に湧網線、平成元年には名寄本線が廃止となり、本町の重要な公共交通機関であった旧国鉄の路線は、総て廃止となりました。

湧網線・名寄線廃止後は、中湧別と網走間、名寄と遠軽間を結ぶ代替バスと名寄・紋別・北見間の民間バスが運行し、町営バスとともに隣接市町村や各市街地を結ぶ住民の重要な交通手段としての役割を果たしていましたが、家庭の自家用車保有台数の増加や過疎化に伴い利用者が減少している状況にあることから、平成21年9月末には、遠軽町と上芭露地域を結んでいた民間バス路線が廃止となり、また、中湧別と網走間を結ぶ旧湧網線代替バスも利用者の減少により、平成22年9月末での廃止となりました。

代替バスや民間バス路線の廃止が進む中、地域住民の通院、通学、日常生活の交通の確保が不可欠であり民間バス路線の維持や町営バス等の運行拡大を図るなど公共交通の維持確保が必要となっています。

(2) その対策

- ① 本町の道路網の軸となる国道及び道道の橋梁や道路の拡幅、歩道の設置などの整備について、関係機関に対し整備促進を働きかけます。
- ② 都市部と本町を結ぶ広域高速交通網の整備について、関係機関に対し高規格幹線道路の整備促進を働きかけます。
- ③ 生活や産業活動に密着した機能を持つ町道・農道・林道の整備と維持補修、道路美化等に努め、地域の活性化と住民生活の利便性の向上を図ります。
- ④ 町道の車道並びに歩道の除排雪による冬期間の円滑な交通の確保のため、除雪機械の更新や除排雪体制の充実を図ります。
- ⑤ 住民の交通手段を確保するため、民間バス路線の確保や代替バスの運行及び町営バスの運行充実に努め、町営バスの更新を図ります。

- ⑥ 民間バス路線及び代替バス路線の廃止路線については、町営バス又は乗り合いタクシーを運行し、廃止路線沿線住民の通院、通学、日常生活の交通手段の確保を図ります。
- ⑦ 地域団体活動の移動用交通手段を確保のため福祉バスを運行し、各種団体活動の促進を図ります。
- ⑧ オホーツク紋別空港は、首都圏とを結ぶ貴重な高速交通基盤となっており、継続した安定運航のため利用促進を図ります。

評価指標

No.	評価指標	現状値	目標値
1	町内路線バス及び乗合ハイヤーの路線数の維持	9 路線 (令和元年度)	9 路線 (令和7年度)

※第2期湧別町まち・ひと・しごと創生総合戦略における現状値及び目標値より算出。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設 の整備、 交通手段 の確保	(1) 市町村道 道路	東5号線道路整備事業 簡易舗装 L=3,900m	町	
		西3号線道路整備事業 拡幅舗装 L=466m	町	
		北兵村一区南道路整備事業 改良舗装 L=204m	町	
		信部内中の沢道路整備事業 改良舗装 L=132m	町	
		開盛北道路整備事業 改良舗装 L=229m	町	
		芭露4号線道路整備事業 調査・設計業務、改良舗装 L=505m	町	
		芭露8号線道路整備事業 改良舗装 L=950m、用地買収、橋梁架替等	北海道・町	
		福島7号線道路整備事業 改良舗装 L=4m、側溝整備 L=30m	町	
	橋りょう	橋梁長寿命化事業 橋梁長寿命化点検、橋梁補修	町	
	(2) 農道	陸札富美線道営農地整備事業（農道整備） 調査設計、農道補修工	北海道	
	(3) 林道	林道施設長寿命化点検事業 橋梁長寿命化点検	町	
		林道施設長寿命化補修事業 民有林林道福島線本間沢橋補修	町	
	(6) 自動車等 自動車	町営バス購入事業 マイクロバス2台、中型バス1台	町	
	(8) 道路整備機械 等	道路整備機械購入事業 ダンプトラック2台、グレーダー1台、タイヤショベル1台、大型ロータリー1台	町	
	(9) 過疎地域持続 的発展特別事業 公共交通	町営バス運行事業 町内7路線の町営バス運行に係る経費 ○事業の必要性…移動手段の確保を図るため ○見込まれる事業効果…交通空白地・不便地域の解消	町	
		乗合ハイヤー運行事業 民間路線バス廃止路線(上芭露～遠軽、計呂地～佐呂間)の乗合ハイヤー運行に係る経費 ○事業の必要性…移動手段の確保を図るため ○見込まれる事業効果…交通空白地・不便地域の解消	町	
		名寄線代替バス運行事業 旧JR名寄線廃止路線の代替バス運行に係る経費負担 ○事業の必要性…移動手段の確保を図るため ○見込まれる事業効果…交通空白地・不便地域の解消	名寄線 代替バス 運営 協議会	
		オホーツク紋別空港利用促進事業 オホーツク紋別空港と羽田空港間を片道または往復で利用された方への運賃助成 ○事業の必要性…移動手段の確保を図るため ○見込まれる事業効果…交通空白地・不便地域の解消	オホーツク 紋別空港 利用促進 協議会・町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町が保有する公共施設の総面積を10%削減することを目標とした湧別町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上水道

本町の水道施設は、昭和56年に湧別川の水利権を取得し、給水を拡大してきました。開盛地区は、隣接する遠軽町より分水を受け簡易水道により給水しています。

水道は、住民の日常生活と産業活動のうえで欠かすことのできないものであり、安全で安定した水道水の供給のため、良質な水源の確保と東山浄水場の老朽化が進んでいるため、計画的な設備等の更新などに取り組んでいく必要があります。

イ 下水道

下水道については、登栄床地区で漁業集落排水処理事業により整備し、平成9年から供用を開始しました。特定環境公共下水道事業を旧湧別町と旧上湧別町と共同で取り組み、北海道の過疎代行により終末処理施設等の基幹施設の整備を図り、平成14年より順次供用が開始されており、令和2年度末の整備率は98.2%で、普及率は86.3%となっています。

また、下水道計画地区以外における個別排水処理施設整備事業による合併浄化槽施設の整備を進めています。

住民の生活環境の向上と湧別川の水質汚濁を防止し、オホーツク海とサロマ湖の浄化を図り自然環境保全のため、終末処理場等の計画的な設備等の更新と、下水道及び個別排水処理施設整備事業の普及促進を図ります。

ウ 廃棄物処理施設及び公害対策

本町のごみ処理については、収集車による全戸を対象とした分別収集を行っており、資源ごみと可燃ごみの処理は遠軽地区3町で広域的に行っています。また、不燃ごみ及び粗大ごみについては、旧上湧別町で整備した最終処分場で処理し資源ごみ以外の一般ごみについては、有料化を実施しています。

しかしながら、リサイクルセンターの老朽化問題に加え、遠軽地区3町では最終処理場の残余容量が逼迫していることから、ごみの排出抑制、分別の徹底など、啓発活動を積極的に展開し、住民意識の高揚によるごみの減量化等に努めるとともに、新たな施設の建設に取り組んでいく必要があります。

また、し尿処理については、収集運搬を民間業者に委託しており、最終処分を遠軽地区3町で広域的に行っています。今後は、下水道と浄化槽の普及に人口の減少も相まって、し尿処理量の減少が予想されるため安定的な広域処理体制の維持に努めるとともに、施設の老朽化が進んでいることから、新たな施設の建設に取り組んでいく必要があります。

公害対策については、河川や湖沼などの水質汚濁や悪臭などが懸念されることから、監視体制と指導体制の強化や水質調査の実施などを図り、生活環境と自然環境の保全に努める必要があります。

エ 消防、救急体制及び防災体制

本町は、昭和46年に遠軽地区7カ町村（現在は遠軽町、佐呂間町、湧別町の3町）による遠軽地区広域組合を組織し、一部事務組合方式によって消防・救急体制をとっており、経費の負担割合が平成20年4月に一本化され、各構成町の消防費の基準財政需要額の割合に応じて按分負担しています。

消防・救急に携わる職員は、1本部、1署、6出張所に126名（令和3年4月現在）を配置しています。また、消防団については、組合構成町の区域ごとに組織されており、3消防団17分団に563名が配置されています。

このうち、本町には1消防団6分団に185人が配置されていますが、団員の減少と高齢化が進み災害時の活動への支障が懸念されてることから、団員確保に努めていく必要があります。

消防・救急に係る施設・整備の状況は、消防ポンプ登載車両46台、救急車8台、その他の車両14台の計68台を保有しており、このうち、本町には、消防ポンプ登載車両14台、救急車2台、その他の車両2台が配備されています。

消防水利は、40㎡型防火水槽265基、消火栓241基を組合内に設置しており、町内には、防火水槽138基、消火栓55基が設置されています。

また、地域住民の生命・財産を守るため、複雑、多様化する消防・救急活動に対応できる体制作りとして、消防指令センターの改修整備と電波法改正による消防救急無線のデジタル化などを実施し、119番の受信統合や出動体制の見直しを図ることで、災害が発生した際に町の境界を越えた出動を可能にするなど、人員や設備を最大限活用できる支援体制が整備されましたが、安定した消防・救急活動を維持していくためには、耐用年数を超えた消防車及び救急車を計画的に更新整備していく必要があります。

防災については、今後も、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本に、自治会や関係機関と連携した防災訓練の実施、自主防災組織の育成を図るなど、地域住民の連携体制・支援体制を確立し、地域の防災力向上に努めていく必要があります。

オ 公営住宅

住民が安心して住み続けるために居住環境の改善、低所得者向け住宅の確保、高齢者や障害者に優しい住宅の整備が望まれます。

町内で働く若年者、単身者向けの住宅や一般世帯向け住宅の需要も高くなっており、公営住宅による住宅供給や老朽化した公営住宅の建替事業を計画的に進め、住宅水準の向上に努める必要があります。

カ 墓地・火葬場

墓地については、町内14カ所に設置されており、そのうち南兵村墓地及び北兵村墓地を除く12箇所の墓地については、湧別墓地が民間委託管理されており、他の墓地は地域自治会との委託により管理を行っています。

近年、後継者のいないお年寄り世帯やお墓の維持が困難な世帯が増加していることから、令和2年度に湧別墓地敷地内に合同墓を建設しました。

火葬場については、上湧別斎場と湧別斎場の2カ所を設置し、両斎場とも2台の火

葬炉を有し民間委託により管理を行っておりますが、上湧別斎場が昭和 5 8 年に、湧別斎場が昭和 5 4 年に建設された施設であり老朽化が進んでおります。

キ その他

近年、町内において増えてきている空き家への対策のほか、老朽化した公共施設について、良好な生活環境の確保を図るうえで、解体撤去等の対策の必要があります。

安定器に使われてきた P C B など汚染物に対する適正な対策が必要です。

(2) その対策

ア 上水道

- ① 良質な水源の確保や安全で安定した水道水の供給のため、上水道、簡易水道、営農用水施設等の計画的な設備整備と維持を図ります。
- ② 給水区域内の普及促進に努めます。

イ 下水道

- ① 衛生的な生活環境づくりや豊かな自然環境の保全のため、終末処理場等の計画的な設備更新と、下水道の普及に努めます。
- ② 下水道区域外地域での衛生的な生活環境づくりと自然環境保全のため、個別排水処理施設の計画的整備を推進します。

ウ 廃棄物処理施設及び公害対策

- ① ごみの排出抑制や分別の徹底などについて、住民の意識の向上を図りながら、住民と行政、事業者が協力してごみ処理、リサイクルの推進に努めます。
- ② ごみ処理施設等の計画的な維持、管理及び更新に努め、広域処理を継続し、適正な処理に努めます。
- ③ 監視体制を強化し公害の未然防止に努め、住民の自然環境保全に対する意識の高揚を図り、河川や湖沼などの水質保全、悪臭発生防止による良好な生活環境の確保を図ります。

エ 消防・救急体制及び防災体制

- ① 消防車両の整備については、組合 3 町を一体と捉えた適正な配置と出動体制を整え、「遠軽地区広域組合消防整備計画（消防車両）」に基づき計画的整備を進めます。
- ② 救命率向上のため、救急業務の高度化に伴う救急救命士の継続的な研修と高規格救急自動車の継続配置が不可欠で、遠軽地区広域組合消防整備計画（消防車両）により更新整備を図ります。
- ③ 消防団員の減少に対応するため、構成町内の企業の青年層に加入促進を行うほか、消防団の活動実態を踏まえ処遇の改善を図り、団員の確保に努めます。
- ④ 地域防災計画に基づく適切な運用を図り、災害時の資機材の備蓄等整備に努めます。
- ⑤ 災害時の迅速かつ的確な災害情報伝達システムと防災通信施設の整備・拡充を推進します。

オ 公営住宅

- ① 既存公営住宅の良好な維持管理に努めます。
- ② 住民の需要動向を見極め、計画的な公営住宅の建替事業を進め、住宅の質や周辺環境の向上、高齢者等に配慮した住宅供給に努めます。

カ 墓地・火葬場

- ① 墓地内道路及び駐車場等の墓地周辺環境の整備を図るとともに、合同墓の適切な管理に努めます。
- ② 火葬場については、施設の統合を含め改築整備を進めます。

キ その他

- ① 空き家への対策を推進するため、個人が所有している空き家の解体撤去などに対して支援を行い、また、老朽化した公共施設の解体撤去を実施し、良好な生活環境の確保や景観の保全を図ります。
- ② P C B 等有害廃棄物の適正な処理を行い、安全安心な生活環境の確保に努めます。

評価指標

No.	評価指標	現状値	目標値
1	下水道新規接続件数	11件 (令和元年度実績)	60件 (期間中)
2	浄化槽設置数	92基 (平成27～令和元年度実績)	100基 (期間中)
3	空き家除去数(補助件数)	—	80件 (期間中)

※第2期湧別町まち・ひと・しごと創生総合戦略における現状値及び目標値より算出。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	東山浄水場整備事業 実施設計、電気・機械設備、アスベスト除去等	町	
		水道管移設事業 芭露川改修工事に伴う芭露4・8号橋の架け替えによる移設	町	
	簡易水道	川西簡易水道事業 旭・富美・上富美地区の営農用水を簡易水道事業へ移行	町	
		紋別東部地区道営水利施設等保全高度化事業 沼の上簡易水道浄水場建替え	町	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	特定環境保全公共下水道事業 下水道事業計画変更、終末処理場機械電気設備更新設計・工事等	町	
	農村集落排水 施設	漁業集落排水事業 排水処理場機械電気設備更新設計・工事等	町	
	その他	個別排水処理施設整備事業 浄化槽設置	町	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	マテリアルリサイクル推進施設建設事業 資源ごみの処理施設建設	遠軽地区広域組合	
		最終処分場建設事業 ごみの最終処分場建設	遠軽地区広域組合	
	し尿処理施設	し尿処理施設建設事業 し尿処理施設の建設	遠軽町	
	(4) 火葬場	湧別斎場建設事業 斎場の統合建替え、南兵村斎場解体	町	
	(5) 消防施設	消防車両更新事業 救急車1台、消防車2台	遠軽地区広域組合	
		デジタル無線設備等整備事業 消防指令システム更新及びデジタル無線設備移設実施設計	遠軽地区広域組合	
	(6) 公営住宅	すみれ団地公営住宅整備事業 建替1棟、解体1棟	町	
		花園団地公営住宅整備事業 建替5棟、解体8棟、児童遊園整備	町	
		緑町団地公営住宅整備事業 設計3棟	町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 危険施設撤去	公共施設解体事業 焼却炉、D型ハウス等の解体 ○事業の必要性…老朽化により危険な状態にある施設を解体する必要があるため ○見込まれる事業効果…町民の安全確保	町	
	その他	空き家除去推進事業 町内空き家の解体費用の助成 ○事業の必要性…所有者等による適正な管理を推進するため ○見込まれる事業効果…利用されない空き家等の除去が推進され、景観の向上、空き地の利活用の推進、周辺住民の安全確保	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町が保有する公共施設の総面積を10%削減することを目標とした湧別町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境

本町の0歳から5歳までの幼児数は、令和3年3月31日現在では、290人となっており減少傾向にあります。

町内には、町立の認可保育所4カ所、へき地保育所（休所中）1カ所が設置されているほか、民間設置の幼稚園1カ所が運営されています。また、2カ所の児童センターが認可保育所に併設されています。

近年、幼児数が減少しているものの、女性の就業希望の高まり等により、低年齢児童の保育利用希望が高まっています。多様化する幼児教育・保育の要望に対応するため、老朽化した保育施設の改築や児童数の減少に対応した教育・保育施設の再編・整備、財政負担を抑制した施設の運営など、保育サービスの充実に努める必要があります。

核家族化や共働きなど家庭構造の変化に伴って、家庭での子育て力が低下するとともに、保護者の育児負担が増加し、社会参加が困難な状況にあります。地域における連帯感の希薄化などにより、母親の多くは妊娠、出産、育児における様々な不安や悩みを抱えていることから、子育て世代への支援が求められており、安心して子どもを産み育て、子どもたちの健やかな成長を行政、地域、職場、学校などの社会全体が協力し、家庭や子育てに夢と希望を持つことのできる環境をつくる必要があります。

イ 高齢者等の保健・福祉

本町の65歳以上の高齢者人口は、令和3年3月31日現在では、3,291人で総人口の39.1%を占め、高齢化率は全国平均を大きく上回っています。このことは、少子化の進行や核家族化、さらには若年層の町外への流失による人口の減少が大きな要因となっています。

こうした中、平均寿命が延びている今日にあって、高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいのある生活を送るために、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、ケアハウスなどの老人福祉施設の整備を図っており、各種の高齢者福祉サービスの提供や地域包括支援センターの設置により、保健・医療・福祉にわたる総合的な介護・福祉サービスの提供に努めてきました。

特別養護老人ホームについては、上湧別地区の「湧愛園」及び湧別地区の「オホーツク園」に加え、芭露地区に地域密着型介護老人福祉施設「湖水の杜」20床を新設し、合計140床の整備を行いました。また、併せてヘルパーとデイサービス、ショートステイを兼ね備えた小規模多機能ホームと在宅支援型住宅5部屋を芭露地区に整備しました。今後、さらに人口構造の変化が見込まれる中、また、その先の将来を見据えていく中で、介護や医療の需要が増加すると考えられることから、高齢者の生活におけるさまざまな場面を適切に支える仕組みをより発展させ、強固なものにしていく必要があります。

少子高齢化、核家族化によるひとり暮らしや高齢者夫婦世帯が増えている状況がありますが、「いつでも、どこでも、だれでも」が必要とする保健・福祉サービスを利用

できる体制を整備し、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、福祉会など関係機関との連携や情報交換に努め、住民の自主的な活動による地域福祉を推進する必要がある、高齢者が住みなれた地域で安心して日常生活を送ることができるよう、地域全体で支える体制づくりと総合的な介護・福祉サービスの需要増大への対策が必要です。

保健福祉センターは、町民の健康増進・疾病予防等の活動拠点施設として整備されましたが、施設設備の老朽化が課題となっています。

(2) その対策

ア 子育て環境

- ① 子育てに悩む保護者の不安を解消し、幼児、児童の健全育成を図るため、母子保健及び子育て相談や指導などの体制と支援拠点の充実を図ります。
- ② 町内全域を枠組みとした保育所・認定こども園などの幼児・教育保育施設の民間活力の導入による効率的な運営の推進、老朽化した保育施設の計画的な整備を進めます。
- ③ 親が安心できる保育事業の充実と老朽化した遊具の更新、子育て支援センター、児童センター等の児童福祉施設の整備充実を図ります。
- ④ 幼児教育・保育の充実を図るため、認定こども園の運営を支援します。
- ⑤ 放課後児童クラブの充実を図り、学童保育を推進します。
- ⑥ 保育所の給食無償化や3歳未満時の多子世帯に対する保育料特例の拡大により、子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。
- ⑦ 「子育てに喜びと生きがいを感じ、子どもが健やかに成長できるまち」を基本理念とした第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、次代を担う子どもたちが健やかに成長し、安心して産み育てることができる環境づくりを推進します。

イ 高齢者等の保健・福祉

- ① 高齢者の健康保持のため、健康意識の高揚と食生活の改善指導、健康相談等の事業の充実を図ります。
- ② 生きがい対応型デイサービス事業等を実施し、高齢者の体力向上のための運動指導や閉じこもり防止、認知症の予防や支援により介護予防を効果的に推進します。
- ③ 高齢者が持つ知識、経験を生かし、社会活動へ参加できるよう就労環境の整備充実を図ります。
- ④ 老人クラブ活動などの地域活動を支援し、関係機関と連携して世代間の交流や文化・スポーツ活動の推進を図ります。
- ⑤ 在宅介護サービスの充実を図り、高齢者が可能な限り自立した日常生活が営めるよう支援を推進します。
- ⑥ 支援を必要とする人や介護予防サービス需要の把握に努め、民間事業者等と連携し在宅介護を担う人材の育成、確保を図ります。
- ⑦ 保健福祉センターが町民にとって安心して利用しやすい施設として維持できるよう、計画的に施設設備の改修整備を行います。

評価指標

No.	評価指標	現状値	目標値
1	特定健診受診率	27.2% (令和元年度実績)	29.0% (令和7年度)
2	要介護認定者数の割合	19.3% (令和元年度実績)	19.3% (令和7年度)

※第2期湧別町まち・ひと・しごと創生総合戦略における現状値及び目標値より算出。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て 環境の確保、高齢 者等の保健及び福 祉の向上 及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	中湧別保育所整備事業 保育室改修、ボイラー給湯配管改修	町	
		芭露保育所整備事業 改築工事、外構工事	町	
		保育所遊具整備事業 中湧別・芭露保育所遊具更新、上湧別・開盛保育所遊 具撤去	町	
	(2) 認定こども園	認定こども園遊具整備事業 認定こども園遊具更新	認定こ ども園	
	(7) 市町村保健セ ンター及びこど も家庭センター	保健福祉センター整備事業 ボイラー取替	町	
	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業 児童福祉	認定こども園運営費補助事業 認定こども園の運営費に対する補助 ○事業の必要性…安定的な事業運営を図るため ○見込まれる事業効果…安定的な事業運営が行われ、 幼児教育・保育サービスの提 供	町	
	高齢者・障害 者福祉	老人クラブ運営費補助事業 町内の単位老人クラブ及び老人クラブ連合会の運営 費に対する補助 ○事業の必要性…高齢者の自主的な活動を支援する とともに、高齢者の社会参加や健康 増進を図るため ○見込まれる事業効果…高齢者の自主的な生きがい づくりや健康増進への寄与	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町が保有する公共施設の総面積を10%削減することを目標とした湧別町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町における医療体制は、町が設置する歯科診療所2カ所のほか、厚生クリニックと医療法人の一般病院、個人歯科医院が開業しています。

地域における医師不足が深刻な中、地域医療を支援するとともに近隣市町と連携を図るなど広域的な医療体制の構築が必要となっています。

特定診療科目受診のため町外の医療施設を利用する必要のある高齢者や障害者及び妊婦等の交通機関利用における交通費の負担軽減や民間バス路線の廃止路線沿線住民の医療機関への通院手段の確保を図る必要があります。

住民の健康を増進するため、各種検診事業における疾病の予防や早期発見、早期治療を促すとともに、未受診者への勧奨対策を講じ受診率の向上に努めることが必要です。

保健師などによる検診後の指導及び保健事業を推進するとともに、福祉分野との連携による総合的な取り組みも必要となっています。

病気にかかりやすい乳幼児等が安心して医療サービスが受けられるような取り組みも必要となっています。

新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症予防対策としては、更なる危機感や感染防止意識を高めつつ、感染リスクを回避する行動の実践に取り組んでいく必要があります。

(2) その対策

- ① 住民が安心して受診できるよう、地元医療機関の医療設備等の充実と経営安定のため運営費を助成するとともに、医師確保対策を推進し、地域医療の確保を図ります。
- ② 救急医療や特定診療科目の医療確保のため、第2次医療圏の医療機関の経営安定を近隣市町と連携し広域で支援し、広域医療圏の医療環境の確保向上を図ります。
- ③ 民間バス廃止路線へ町営バスや乗合ハイヤー制度を実施し、通院手段の確保を図ります。
- ④ 道北ドクターヘリの運航を支援し、高度救命救急医療の確保を図ります。
- ⑤ 健康相談、健康教育を推進し、住民の健康への知識と自己管理意識の高揚を図ります。
- ⑥ 健康カレンダーを全世帯に配布し、保健事業及び各種検診事業を推進し、脳疾患発病対策のため脳ドック受診を促進するため、助成制度の充実と普及に努めます。
- ⑦ 国が定める町民が任意で行う予防接種であるインフルエンザワクチンや高齢者の肺炎球菌ワクチン等の予防接種に対する助成を実施し、費用負担の軽減と感染の蔓延防止を図ります。
- ⑧ 産婦人科医師の不足により、近隣病院での検診・出産ができない町内在住の妊婦の検診や出産に対する経済的負担の軽減を図るとともに、妊産婦の身体的・精神的ケアや新生児及び乳幼児の各種検査等の実施、乳幼児等の医療費を助成するなど少子化対策及び子育て支援の推進を図ります。

- ⑨ 不妊に悩む町内在住の夫婦に対し、不妊治療に対する経済的負担を軽減し、治療を受けやすい環境づくりと少子化対策の推進を図ります。
- ⑩ 新型コロナウイルス等の感染症に対する正しい知識の普及と啓発を図るとともに、感染リスクを回避する行動の実践を行います。

評価指標

No.	評価指標	現状値	目標値
1	町内の医療施設（病院・診療所）に勤務する常勤医師の数	2人 （令和元年度常勤医師数）	2人 （令和7年度）
2	出生数	38人 （令和元年度実績）	50人 （令和7年度）

※第2期湧別町まち・ひと・しごと創生総合戦略における現状値及び目標値より算出。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の 確保	(1) 診療施設 病院	医療施設等整備費支援事業 町内の入院施設を有する医療機関が実施する医療施設改修等の整備費補助	医療法人	
		遠軽厚生病院医療施設等整備事業 地域センター病院としての診療機能維持を図るため、医療機関が実施する医療施設等の整備費支援	湧別町・遠軽町・佐呂間町	
	診療所	ゆうゆう厚生クリニック施設整備事業 施設整備・医療機器備品等の整備費補助	JA 北海道厚生連	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	地域医療維持費補助事業 地域医療を維持するため、入院病床1床あたりに対する補助 ○事業の必要性…地域医療を守るため ○見込まれる事業効果…地域医療の維持・確保	医療法人	
	その他	ゆうゆう厚生クリニック運営費助成事業 地域の医療体制の確保を図るため、運営費の赤字全額分を助成 ○事業の必要性…地域医療を守るため ○見込まれる事業効果…地域医療の維持・確保	JA 北海道厚生連	
		救急医療対策事業 休日・夜間等の緊急を要する患者の受入れ ○事業の必要性…地域において救急患者搬送が円滑に受け入れられるため ○見込まれる事業効果…安心して救急医療が受けられる	JA 北海道厚生連	
		遠軽地区連携地域広域事業(遠軽厚生病院財政支援事業) 地域センター病院としての診療機能維持を図るため、遠軽町と佐呂間町の3町による財政支援 ○事業の必要性…地域医療を守るため ○見込まれる事業効果…地域医療の維持・確保	湧別町・遠軽町・佐呂間町	
		乳幼児等医療費助成事業 0歳から18歳に達した年度末までの乳幼児及び児童・生徒への医療費助成 ○事業の必要性…乳幼児等の保健の向上及び福祉の増進を図るため ○見込まれる事業効果…医療費にかかる保護者の負担軽減	町	
		予防接種事業 各種予防接種費用(インフルエンザ、肺炎球菌、乳幼児任意、BCG・MR、里帰り等)の助成 ○事業の必要性…伝染の恐れがある疾病の発生及び蔓延を予防するため ○見込まれる事業効果…健康の保持	町	
		各種検診事業 特定健康検査・がん検診等 ○事業の必要性…生活習慣病等を予防・早期発見し、町民の健康増進を図るため ○見込まれる事業効果…早期発見につながり、重症化の予防	町	

	検診費用助成事業 脳ドック、人間ドック、乳がん・子宮がん検診の費用助成 ○事業の必要性…生活習慣病等を予防・早期発見し、町民の健康増進を図るため ○見込まれる事業効果…早期発見につながり、重症化の予防	町	
	高齢者通院費助成事業 ・70歳以上の在宅高齢者のバス通院費助成 ・65歳以上の在宅要介護者のハイヤー通院費助成 ○事業の必要性…車を運転することができない高齢者等に対する通院手段の確保のため ○見込まれる事業効果…健康寿命の延伸	町	
	障害者等通院費助成事業 ・70歳未満の在宅重度心身障害者のバス通院費助成 ・在宅重度身体障害者のハイヤー通院費助成 ・特定疾患医療受給者証保有者の通院費助成 ○事業の必要性…車を運転することができない障害者等に対する通院手段の確保のため ○見込まれる事業効果…健康寿命の延伸	町	
	母子保健事業 ・町外で出産する妊婦に対する出産準備金の支給 ・妊産婦の一般健康診査及び産後ケア事業の実施 ・新生児及び乳幼児の聴覚検査、歯科検診、股関節脱臼検査等の実施 ・不妊に悩む夫婦に対する不妊治療に要した治療費の一部助成 ○事業の必要性…少子化対策及び子育て支援の推進を図るため ○見込まれる事業効果…出生数の増、乳幼児等の健康保持	町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

本町が保有する公共施設の総面積を10%削減することを目標とした湧別町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本町の学校の現状は、義務教育で小学校が5校、中学校が2校、義務教育学校1校となっており、道立の高校（普通科）が1校設置されています。

学校教育は、心身が発達する青少年期における教育として、子どもたちが未来を切り拓く確かな学力、豊かな人間性・社会性を身につけることが最も重要であり、次代を担う子どもたちの人間形成に大きな影響を及ぼすものです。

これまでに小・中学校及び義務教育学校の教育施設や教材の整備、情報化時代に即した教育設備など、教育環境の充実に努めてきました。

依然として登下校時に児童生徒等が犯罪に巻き込まれる事件の発生やいじめが大きな社会問題になっています。いじめや不登校などの問題行動の未然防止と早期に問題解決するための教育相談体制の充実に努め、学校、PTA、地域、行政が連携した安全教育の徹底と安全対策の推進が必要となっています。

各学校については、児童生徒が減少する中、小中一貫性のある教育活動を進めるため、平成30年4月に義務教育学校「芭露学園」が開校しましたが、今後は義務教育学校制度を本町が目指す小中一貫教育の核となるものとして、湧別地区並びに上湧別地区の義務教育学校の開校に向け計画に基づき進めていく必要があります。

スクールバスについては、児童生徒の通学に欠かすことできない交通手段であり、今後も安全で効率的な運行に努める必要があります。

本町は、平成17年度から全道初の中高一貫教育が導入され、計画的かつ継続的なSTCキャリア教育といった特色ある教育が展開されており、さらに連携が深まり特色ある教育の推進が図られるよう支援の拡大が必要となっています。

環境問題への関心をより高め、化石燃料依存からの脱却と低炭素化社会を推進し地球温暖化防止に貢献することを身近に感じることもできるよう、クリーンエネルギーである自然エネルギーを利用する設備を教育現場への導入を進めることも必要となっています。

イ 社会教育

社会教育は、住民一人ひとりが自己の充実・啓発の向上のため、自発的意思によりあらゆる生活の場において、生涯にわたって行われる学習であり、本町は両湧別地区それぞれに文化センターなどの学習拠点施設を有しており、それらを拠点とした各種講座や教室を開催し、学習機会の提供やグループの育成、自主的な学習活動の支援を行っています。

家庭、地域の教育力を高めるための支援を今後も継続していく必要があります。

図書館も両湧別地区にそれぞれ設置され、生涯学習を支援する施設として、住民の幅広いニーズに対応した図書館資料の収集と提供に努めてきました。今後も、図書館システムの更新や蔵書の充実など、読書環境の整備充実に努める必要があります。

ウ スポーツ

生涯を通じてスポーツに親しむことは、住民相互のふれあいと交流や健康増進に大きな役割を果たすものであり、本町は各種のスポーツ施設を整備し、住民がスポーツに親しむ環境と機会の提供に努めてきました。

今後もスポーツの振興・普及に努め、体育関係団体への支援と施設や設備を充実させる必要があります。

スポーツイベントへの参加を通じて、住民相互の交流により融和と一体感の醸成につなげる事業の展開が必要です。

(2) その対策

ア 学校教育

- ① 人を思いやる心を育てる道德教育の推進に努めます。
- ② 良好な教育環境づくりのため、校舎や体育館などの改築や学校施設・設備の維持管理、自然エネルギーを利用する太陽光発電設備を整備し、学校敷地内の教育環境整備に努めます。
- ③ 小中一貫教育を進めるため、新たな義務教育学校の開校に努めます。
- ④ 教育活動の円滑な推進や教育内容の充実と教材・教具の計画的な整備とコンピューターなどの情報機器の整備・更新に努めます。
- ⑤ 経済的に就学困難な児童・生徒に対する就学援助や課外活動における遠征費、遠距離通学者に対する通学費を支援します。
- ⑥ 通学手段の確保のため、スクールバスの効率的な運行と車両の更新に努めます。
- ⑦ 障害のある児童・生徒のための就学指導を実施し、特別支援教育の充実に努めます。
- ⑧ 児童・生徒の健全育成の指導に努め、非行、いじめ、不登校など、問題を抱える児童・生徒に対し、家庭、学校、地域の連携を密にし、指導の充実に図ります。
- ⑨ 学校、PTA、地域、行政が連携した安全教育の徹底と安全対策を推進します。
- ⑩ 地元高校である道立湧別高等学校との連携による中高一貫教育の推進のため推進会議への様々な支援の拡大に努めます。
- ⑪ 湧別高等学校の存続を図るため、各種存続対策事業の支援に努めます。
- ⑫ 児童・生徒の栄養バランスを十分考慮し、地元食材の使用など地域性豊かな魅力ある学校給食を推進し、食に関する指導の充実と学校給食センターの施設・設備の整備に努めます。
- ⑬ 教職員の研修活動の充実や地域との交流の促進と教職員住宅の整備に努めます。

イ 社会教育

- ① 幅広い世代や住民ニーズ、家庭・地域の教育力を高めるなど、地域的課題解決に対応した各種講座や教室を開催します。
- ② 文化活動に興味・関心を抱き、楽しさを理解してもらうため、自主的な学習活動の支援に努めます。
- ③ 図書館相互の連携を強化し、蔵書の充実を図り、学習活動に必要な情報や本に親しむ機会の提供に努めます。

- ④ 利用者の利便性向上を図るため、図書館システムの更新に努めます。
- ⑤ 移動図書館車を運行し、来館できない住民への読書活動を支援するため、車両の整備と運行体制の充実に努めます。

ウ スポーツ

- ① 各種講習会や大会等の開催により、スポーツに親しむ機会の提供に努めスポーツを振興し、住民の健康増進や相互交流の促進を図ります。
- ② スポーツ・文化活動に興味・関心を抱き、楽しさを理解してもらうため、スポーツ・文化団体の合宿誘致や指導者の養成、指導体制の充実に努めます。
- ③ 体育協会やスポーツ少年団などの自主的な活動を支援します。
- ④ 住民のニーズを踏まえながら、スポーツ施設の整備充実に努めます。

評価指標

No.	評価指標	現状値	目標値
1	全国学力・学習状況調査の全国平均との差	小学生 国語 ▲2ポイント 算数 ±0ポイント 中学生 国語 ▲5ポイント 数学 ▲6ポイント (令和元年度実績)	小中学生 ±0ポイント (令和7年度)

※第2期湧別町まち・ひと・しごと創生総合戦略における現状値及び目標値より算出。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の 振興	(1) 学校教育関連 施設 校舎	湧別地区義務教育学校建設事業 校舎 1,643 m ² 、屋体 551 m ²	町	
		湧別中学校大規模改造事業 校舎 3,258 m ² 、屋体 1,126 m ²	町	
		旧湧別小学校解体事業 校舎 3,287 m ² 、屋体 788 m ²	町	
		上湧別地区義務教育学校整備事業 校舎増築工事、上湧別中学校改修工事、外構工事、グ ラウンド改修工事	町	
	教職員住宅	教員住宅建設事業 新築5戸、解体5戸	町	
	スクールバ ス・ボート	スクールバス購入事業 スクールバス3台	町	
	給食施設	給食センター改修事業 屋上防水 A=953 m ² 、厨房床 A=363 m ²	町	
		給食センター設備整備事業 ガス回転釜、蒸気回転釜、真空冷却機、消毒保管機、 冷暖房用空調機等	町	
	その他	学校パソコン等機器整備事業 各小学校のPC教室及び校務用パソコン	町	
	(3) 集会施設、体 育施設等 体育施設	芭露畜産研修センター及び芭露ファミリースポーツセン ター整備事業 畜産研 1,039.69 m ² 、ファミリー 1,246 m ²	町	
		湧別屋内ゲートボール場整備事業 人工芝張替	町	
		湧別運動公園整備事業 野球場の夜間照明LED化	町	
		中湧別野球場整備事業 グラウンド・バックネット改修、夜間照明LED化	町	
		スケートリンク建設事業 400m スケートリンク、照明塔、倉庫、管理棟、氷面 削整機等	町	
	図書館	図書館システム更新事業 湧別・中湧別図書館システム端末 一式	町	
	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 義務教育	学校通学費補助事業 2km以上の小・中学生のバス通学費の補助 ○事業の必要性…通学手段の確保のため ○見込まれる事業効果…通学手段の確保と保護者の 負担軽減	町	
		小学校課外活動費補助事業 課外活動における競技会参加費用の補助 ○事業の必要性…課題活動を通して、児童の人間性や 社会性が育つため ○見込まれる事業効果…児童の人間性・社会性の育成 と保護者の負担軽減	町	
		中学校・義務教育学校課外活動費補助事業 課外活動における競技会参加費用の補助 ○事業の必要性…課外活動を通して、生徒の人間性や 社会性が育つため ○見込まれる事業効果…生徒の人間性・社会性の育成 と保護者の負担軽減	町	

高等学校	湧別高等学校存続対策事業 教科書等購入費・学力向上推進費・海外交流派遣費用・部活動用具等購入費・部活動クリニック・部活動合宿遠征費・学校体育文化活動費・通学費・生徒会等事業・部活動交通費補助 ○事業の必要性…児童数の減少等に伴い、入学者が減少しているため ○見込まれる事業効果…2間口確保と保護者の負担軽減	町	
生涯学習・スポーツ	スポーツ・文化合宿誘致事業 町外のスポーツ・文化団体の合宿を町内に誘致する団体に対する合宿経費の補助 ○事業の必要性…町民のスポーツ・文化への意識高揚を図るため ○見込まれる事業効果…町民のスポーツ・文化の振興と交流人口の拡大	町	
	スポーツ・文化遠征費補助事業 全道大会以上の大会に出場する個人又は団体に対する遠征費の補助 ○事業の必要性…町民の心身の健全な発達とスポーツ・文化への意識の高揚を図るため ○見込まれる事業効果…心身の健全な発達と継続した活動、参加経費の負担軽減	町	
	生涯学習講座「町民大学」開設事業 各界の著名人による講演会の開催 ○事業の必要性…町民が主体的に生涯学習に取り組む意識の向上のため ○見込まれる事業効果…住民相互の学習行為による学びと活動の好循環	実行委員会	
その他	中高一貫教育推進事業 中高一貫教育推進委員会に対する運営補助 ○事業の必要性…多様な教育や生徒一人ひとりの個性をより重視した教育の実現を目指すため ○見込まれる事業効果…中高一貫校育の中で行うS T Cプログラムによる生徒の勤労観・職業観の育成	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町が保有する公共施設の総面積を10%削減することを目標とした湧別町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町には、湧別市街地、中湧別市街地、上湧別屯田市街地の中心集落があり、その他の拠点集落として錦・登栄床・芭露・上芭露・計呂地・開盛・富美に市街地が形成され、自治会は30地区に分かれています。

これまでは、集落ごとの相互扶助と地域活動が活発に行われ、地域の活性化が図られてきましたが、人口が著しく減少し高齢化している集落もあり、集落の再生を含め地域コミュニティの醸成を図る必要があります。

(2) その対策

- ① 各地域の特徴を理解し、共通の地域資源等を組み合わせ、新たなふるさと創造のため、コミュニティ活動の推進と防犯対策のための支援助成を行い、交流の活発化を図ります。
- ② 自治会の広域的取組みの推進と活動への支援を行います。
- ③ 自治会活動の推進のため、活動拠点となる地域集会施設の維持・管理を図ります。
- ④ 自主的な住民活動を支援する地域担当スタッフ制度を継続し、地域への情報提供や地域の抱える問題等の把握・解決するなど地域活動を推進する人材の育成と地域と行政による協働のまちづくりの推進と地域の活性化を図ります。
- ⑤ 再編方策に向けては、自治会における自発的取組が推進された際には、その取組みに対して支援を行います。

評価指標

No.	評価指標	現状値	目標値
1	自治会数	30自治会 (令和2年度実績)	30自治会 (令和7年度)

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の 整備	(1) 過疎地域集落 再編整備	地区会館等整備事業 ・ 錦研修センター改修(外部・屋根塗装) ・ 西芭露ふるさとセンター改修(外部・屋根塗装) ・ 川西地区公民館改修(外部・屋根塗装) ・ 東福祉の家改修(外部・屋根塗装)	町	
	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 集落整備	地域づくり振興事業 自治会などの地域組織が実施する生活環境整備事業・ 生活安全確保事業・地域づくりイベント事業などに要す る経費の助成 ○事業の必要性…地域住民主体の地域づくりを支援 するため ○見込まれる事業効果…地区の存続・維持	自治会 等	
		自治会運営費補助事業 自治会の運営費等に対する補助 ○事業の必要性…地域住民主体の地域づくりを支援 するため ○見込まれる事業効果…地区の存続・維持	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町が保有する公共施設の総面積を10%削減することを目標とした湧別町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

合併前の旧湧別町と旧上湧別町は、オホーツクの厳しい自然の中で開拓の時代を互いに共有しながら、それぞれに個性のある文化を育んできました。

これまでの両地域の歴史を継承しつつ、芸術・文化等の住民活動を通して地域文化を創造していく必要があります。

これまでの歴史と文化を整理し、適切な保存、管理、展示、紹介など行い、両地域の歩んできた歴史や文化、これから創造し刻んでいく新たな郷土の歴史と文化を後世に継承していく使命をもっています。

(2) その対策

- ① ふるさと館 J R Y と郷土館における郷土資料の展示や企画展の実施により、旧湧別町と旧上湧別町両地域の歴史を継承しつつ、新たな地域文化の創造に努めます。
- ② 文化施設を活用し、芸術・文化に親しむ機会の提供と、住民の自主的公演活動など文化・芸術活動の支援に努め、文化センターの施設改修整備を図ります。
- ③ 住民の自主的な文化活動を助長し、文化団体等の育成支援に努めます。
- ④ 郷土の歴史や文化財を調査、収集、保存し、次世代への継承に努めます。
- ⑤ 生活体験館を活用した開拓体験活動の実施や、ふるさとの歴史を題材とした体験型地域間交流を促進します。
- ⑥ 埋蔵文化財の保護・活用のため、必要な調査を実施します。

評価指標

No.	評価指標	現状値	目標値
1	文化センターさざ波利用人数	10,683人 (令和2年度実績)	11,700人 (令和7年度)
2	文化センターTOM利用人数	6,701人 (令和2年度実績)	7,300人 (令和7年度)
3	ふるさと館 J R Y 利用人数	780人 (令和2年度実績)	850人 (令和7年度)
4	郷土館利用人数	310人 (令和2年度実績)	340人 (令和7年度)

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等	文化センターTOM整備事業 外壁・吊物設備改修、照明LED化	町	
	地域文化振興施設	文化センターさざ波整備事業 外壁改修、吊物設備改修	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	芸術文化振興事業 幼児・小学生・中学生・一般向け芸術鑑賞会、体験事業、カルチャー教室 ○事業の必要性…芸術鑑賞会等を通じて、児童生徒等の感性を養うため ○見込まれる事業効果…芸術文化を愛好する感性が養われる	町	
		芸術文化奨励補助事業 町民が組織するサークル等が自主的に実施する芸術文化事業に対する補助 ○事業の必要性…町民の自主的な活動を支援するため ○見込まれる事業効果…地域内外や世代間交流の促進、文化活動の活性化	企画団体	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町が保有する公共施設の総面積を10%削減することを目標とした湧別町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本町の基幹産業である第一次産業を支える豊かな自然環境を守るとは、重要な課題の一つです。地球規模で進んでいる地球温暖化の問題は、自然環境に大きな影響を与えており、自然と共生し自然の恵みで産業を生み出す我が町にとって避けることのできない大きな課題となっています。

特に近年、酪農における経営規模の拡大により乳用牛の飼育頭数が増加の一途をたどり、そこから発生するメタンガス（温室効果ガス）の排出が自然界に大きな影響を及ぼし、地球温暖化を加速化させる結果となっています。

(2) その対策

- ① 低炭素社会を推進するため、クリーンエネルギー（再生可能エネルギー）や自然エネルギー利用施設の設置について普及促進に努めます。
- ② 家畜排せつ物の高度利用による新エネルギーの利用について普及拡大に努めます。
- ③ 家畜排せつ物の適正処理及び高度利用による温室効果ガスの削減に努めます。
- ④ 町全体のバイオマス賦存量に対する温室効果ガスの削減に向けた調査研究に努めます。

評価指標

No.	評価指標	現状値	目標値
1	バイオマス資源利用量（家畜ふん尿）	48,000 t/年 （令和元年度実績）	200,000 t/年 （令和7年度）

※第2期湧別町まち・ひと・しごと創生総合戦略における現状値及び目標値より算出。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	バイオガスプラント整備補助事業 バイオガスプラント建設	オホーツク湧別バイオガス(株)	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	バイオガス事業特別目的会社支援事業 再生エネルギーを活用した電力供給を行う地域電力会社への出資支援 ○事業の必要性…再生エネルギーを活用した電力等の利用による脱炭素化のため ○見込まれる事業効果…再生可能エネルギーの活用によるCO ₂ 排出量の削減等	オホーツク湧別バイオガス(株)	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町が保有する公共施設の総面積を10%削減することを目標とした湧別町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

事業計画（令和３年度～令和７年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(４) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	持家奨励応援補助事業 持ち家建設に対する補助 ○事業の必要性…移住・定住希望者への支援のため ○見込まれる事業効果…本町への移住・定住者の増加	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		民間賃貸住宅等建設補助事業 民間賃貸住宅等の建設に対する補助 ○事業の必要性…転入希望者への住宅確保のため ○見込まれる事業効果…本町の人口減少の緩和	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		新規就業等移住支援事業 本町に就職・起業した移住者に対する支援 ○事業の必要性…本町に就職・起業した移住者への支援のため ○見込まれる事業効果…本町への移住・定住者の増加、町内企業等における人手不足の解消	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		定住住宅取得奨励補助事業 持ち家取得に対する補助 ○事業の必要性…移住・定住希望者への支援のため ○見込まれる事業効果…本町への移住・定住者の増加	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
	地域間交流	交換留学事業 カナダ、ニュージーランドへの交換留学生の派遣・受入 ○事業の必要性…国際的な人材の育成及び地域間交流のため ○見込まれる事業効果…国際理解及び国際感覚が高められる	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		相互交流事業 カナダ、ニュージーランドへの中学生・高校生の交流派遣・受入 ○事業の必要性…国際的な人材の育成及び地域間交流のため ○見込まれる事業効果…国際理解及び国際感覚が高められる	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
	人材育成	北海道大学との連携協定事業 包括連携協定を締結した北海道大学大学院教育学研究院の活動に対する補助 ○事業の必要性…学校教育や社会教育、福祉などの分野において地域の課題解決や活性化など協働した取り組みを進めるため ○見込まれる事業効果…連携・協働により、地域課題の解決と社会の多様な場で活躍する人材の育成	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第１次産業	新規就農者サポート事業 新規就農者の営農に必要な投資に対し、農協が助成した額の一部を助成 ○事業の必要性…新規就農者を早期に経営安定させるため ○見込まれる事業効果…初期投資が高い新規就農者の負担軽減	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。

		多面的機能支払交付金補助事業 多面的機能支払い交付金対象組織が行う農地・農業用水路等の資源や農村環境の保全活動に対する補助 ○事業の必要性…農地が持つ多面的な機能を維持するため ○見込まれる事業効果…農業・農村の多面的機能の維持・増進	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		酪農ヘルパー利用組合運営補助事業 酪農ヘルパー事業を実施する利用組合に対する補助 ○事業の必要性…基幹産業の一つである畜産農家を支えるため ○見込まれる事業効果…畜産農家が自ら計画的に休日を取得できる	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		乳牛検定組合運営補助事業 乳牛能力検定事業を実施する組合に対する補助 ○事業の必要性…基幹産業の一つである畜産農家を支えるため ○見込まれる事業効果…乳牛の資質改良と経営改善	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
	商工業・6次産業化	商業等店舗整備促進事業 商工業者が行う店舗の新築・改修等に対する補助 ○事業の必要性…商店街や町内商業者の活性化のため ○見込まれる事業効果…魅力ある地域づくりの推進と商業等の活性化	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		商工業振興事業（小規模事業指導推進事業） 小規模事業者の経営改善事業に対する補助 ○事業の必要性…商工業者の経営体質強化を図るため ○見込まれる事業効果…経営体質強化と町内商業活動の活性化	商工会	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
	観光	観光協会補助事業 観光協会に対する運営費補助 ○事業の必要性…観光資源を活かした観光PR・イベント事業実施のため ○見込まれる事業効果…交流人口の増加、地域経済の活性化	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
	その他	有害鳥獣駆除事業 カラス・ハト・キツネ・エゾシカ・ヒグマ・アザラシの捕獲に対する報償 ○事業の必要性…有害鳥獣による人的被害と農作物の被害防止のため ○見込まれる事業効果…人的被害の防止と農業経営の安定化	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		産業間ネットワーク事業 地域産業と地域の活性化を目指すために町内産業団体で組織された産業間ネットワークが実施する事業に対する補助 ○事業の必要性…基幹産業である農林水産業や商工観光業等の産業間における連携を強化し、地場産品の付加価値向上や、地域資源を活用した観光振興等への取り組みを推進するため ○見込まれる事業効果…産業及び地域の活性化	産業間ネットワーク	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		起業支援事業 町内の新規起業者に対し、事業所の開設等に対する補助 ○事業の必要性…産業の振興を図るため ○見込まれる事業効果…雇用の創出、地域経済の活性化	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。

4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	町営バス運行事業 町内7路線の町営バス運行に係る経費 ○事業の必要性…移動手段の確保を図るため ○見込まれる事業効果…交通空白地・不便地域の解消	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		乗合ハイヤー運行事業 民間路線バス廃止路線(上芭露～遠軽、計呂地～佐呂間)の乗合ハイヤー運行に係る経費 ○事業の必要性…移動手段の確保を図るため ○見込まれる事業効果…交通空白地・不便地域の解消	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		名寄線代替バス運行事業 旧JR名寄線廃止路線の代替バス運行に係る経費負担 ○事業の必要性…移動手段の確保を図るため ○見込まれる事業効果…交通空白地・不便地域の解消	名寄線代替バス運営協議会	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		オホーツク紋別空港利用促進事業 オホーツク紋別空港と羽田空港間を片道または往復で利用された方への運賃助成 ○事業の必要性…移動手段の確保を図るため ○見込まれる事業効果…交通空白地・不便地域の解消	オホーツク紋別空港利用促進協議会・町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 危険施設撤去	公共施設解体事業 焼却炉、D型ハウス等の解体 ○事業の必要性…老朽化により危険な状態にある施設を解体する必要があるため ○見込まれる事業効果…町民の安全確保	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
	その他	空き家除去推進事業 町内空き家の解体費用の助成 ○事業の必要性…所有者等による適正な管理を推進するため ○見込まれる事業効果…利用されない空き家等の除去が推進され、景観の向上、空き地の利活用の推進、周辺住民の安全確保	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	認定こども園運営費補助事業 認定こども園の運営費に対する補助 ○事業の必要性…安定的な事業運営を図るため ○見込まれる事業効果…安定的な事業運営が行われ、幼児教育・保育サービスの提供	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
	高齢者・障害者福祉	老人クラブ運営費補助事業 町内の単位老人クラブ及び老人クラブ連合会の運営費に対する補助 ○事業の必要性…高齢者の自主的な活動を支援するとともに、高齢者の社会参加や健康増進を図るため ○見込まれる事業効果…高齢者の自主的な生きがいづくりや健康増進への寄与	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	地域医療維持費補助事業 地域医療を維持するため、入院病床1床あたりに対する補助 ○事業の必要性…地域医療を守るため ○見込まれる事業効果…地域医療の維持・確保	医療法人	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。

その他	ゆうゆう厚生クリニック運営費助成事業 地域の医療体制の確保を図るため、運営費の赤字全額分を助成 ○事業の必要性…地域医療を守るため ○見込まれる事業効果…地域医療の維持・確保	JA 北海道厚生連	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
	救急医療対策事業 休日・夜間等の緊急を要する患者の受入れ ○事業の必要性…地域において救急患者搬送が円滑に受け入れられるため ○見込まれる事業効果…安心して救急医療が受けられる	JA 北海道厚生連	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
	遠軽地区連携地域広域事業(遠軽厚生病院財政支援事業) 地域センター病院としての診療機能維持を図るため、遠軽町と佐呂間町の3町による財政支援 ○事業の必要性…地域医療を守るため ○見込まれる事業効果…地域医療の維持・確保	湧別町・遠軽町・佐呂間町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
	乳幼児等医療費助成事業 0歳から18歳に達した年度末までの乳幼児及び児童・生徒への医療費助成 ○事業の必要性…乳幼児等の保健の向上及び福祉の増進を図るため ○見込まれる事業効果…医療費にかかる保護者の負担軽減	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
	予防接種事業 各種予防接種費用(インフルエンザ、肺炎球菌、乳幼児任意、BCG・MR、里帰り等)の助成 ○事業の必要性…伝染の恐れがある疾病の発生及び蔓延を予防するため ○見込まれる事業効果…健康の保持	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
	各種検診事業 特定健康検査・がん検診等 ○事業の必要性…生活習慣病等を予防・早期発見し、町民の健康増進を図るため ○見込まれる事業効果…早期発見につながり、重症化の予防	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
	検診費用助成事業 脳ドック、人間ドック、乳がん・子宮がん検診の費用助成 ○事業の必要性…生活習慣病等を予防・早期発見し、町民の健康増進を図るため ○見込まれる事業効果…早期発見につながり、重症化の予防	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
	高齢者通院費助成事業 ・70歳以上の在宅高齢者のバス通院費助成 ・65歳以上の在宅要介護者のハイヤー通院費助成 ○事業の必要性…車を運転することができない高齢者等に対する通院手段の確保のため ○見込まれる事業効果…健康寿命の延伸	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
	障害者等通院費助成事業 ・70歳未満の在宅重度心身障害者のバス通院費助成 ・在宅重度身体障害者のハイヤー通院費助成 ・特定疾患医療受給者証保有者の通院費助成 ○事業の必要性…車を運転することができない障害者等に対する通院手段の確保のため ○見込まれる事業効果…健康寿命の延伸	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。

		母子保健事業 ・町外で出産する妊婦に対する出産準備金の支給 ・妊産婦の一般健康診査及び産後ケア事業の実施 ・新生児及び乳幼児の聴覚検査、歯科検診、股関節脱臼検査等の実施 ・不妊に悩む夫婦に対する不妊治療に要した治療費の一部助成 ○事業の必要性…少子化対策及び子育て支援の推進を図るため ○見込まれる事業効果…出生数の増、乳幼児等の健康保持	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業義務教育	学校通学費補助事業 2 km 以上の小・中学生のバス通学費の補助 ○事業の必要性…通学手段の確保のため ○見込まれる事業効果…通学手段の確保と保護者の負担軽減	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		小学校課外活動費補助事業 課外活動における競技会参加費用の補助 ○事業の必要性…課題活動を通して、児童の人間性や社会性が育つため ○見込まれる事業効果…児童の人間性・社会性の育成と保護者の負担軽減	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		中学校・義務教育学校課外活動費補助事業 課外活動における競技会参加費用の補助 ○事業の必要性…課外活動を通して、生徒の人間性や社会性が育つため ○見込まれる事業効果…生徒の人間性・社会性の育成と保護者の負担軽減	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
	高等学校	湧別高等学校存続対策事業 教科書等購入費・学力向上推進費・海外交流派遣費用・部活動用具等購入費・部活動クリニック・部活動合宿遠征費・学校体育文化活動費・通学費・生徒会等事業・部活動交通費補助 ○事業の必要性…児童数の減少等に伴い、入学者が減少しているため ○見込まれる事業効果…2 間口確保と保護者の負担軽減	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
	生涯学習・スポーツ	スポーツ・文化合宿誘致事業 町外のスポーツ・文化団体の合宿を町内に誘致する団体に対する合宿経費の補助 ○事業の必要性…町民のスポーツ・文化への意識高揚を図るため ○見込まれる事業効果…町民のスポーツ・文化の振興と交流人口の拡大	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		スポーツ・文化遠征費補助事業 全道大会以上の大会に出場する個人又は団体に対する遠征費の補助 ○事業の必要性…町民の心身の健全な発達とスポーツ・文化への意識の高揚を図るため ○見込まれる事業効果…心身の健全な発達と継続した活動、参加経費の負担軽減	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		生涯学習講座「町民大学」開設事業 各界の著名人による講演会の開催 ○事業の必要性…町民が主体的に生涯学習に取り組む意識の向上のため ○見込まれる事業効果…住民相互の学習行為による学びと活動の好循環	実行委員会	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。

	その他	中高一貫教育推進事業 中高一貫教育推進委員会に対する運営補助 ○事業の必要性…多様な教育や生徒一人ひとりの個性をより重視した教育の実現を目指すため ○見込まれる事業効果…中高一貫校育の中で行うS T Cプログラムによる生徒の勤労観・職業観の育成	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	地域づくり振興事業 自治会などの地域組織が実施する生活環境整備事業・生活安全確保事業・地域づくりイベント事業などに要する経費の助成 ○事業の必要性…地域住民主体の地域づくりを支援するため ○見込まれる事業効果…地区の存続・維持	自治会等	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		自治会運営費補助事業 自治会の運営費等に対する補助 ○事業の必要性…地域住民主体の地域づくりを支援するため ○見込まれる事業効果…地区の存続・維持	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	芸術文化振興事業 幼児・小学生・中学生・一般向け芸術鑑賞会、体験事業、カルチャー教室 ○事業の必要性…芸術鑑賞会等を通じて、児童生徒等の感性を養うため ○見込まれる事業効果…芸術文化を愛好する感性が養われる	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		芸術文化奨励補助事業 町民が組織するサークル等が自主的に実施する芸術文化事業に対する補助 ○事業の必要性…町民の自主的な活動を支援するため ○見込まれる事業効果…地域内外や世代間交流の促進、文化活動の活性化	企画団体	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	バイオガス事業特別目的会社支援事業 再生エネルギーを活用した電力供給を行う地域電力会社への出資支援 ○事業の必要性…再生エネルギーを活用した電力等の利用による脱炭素化のため ○見込まれる事業効果…再生可能エネルギーの活用によるCO₂排出量の削減等	オホーツク湧別バイオガス㈱	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。